

見直し後の開示事項及び開示上の注意事項等
(会社情報適時開示ガイドブック記載内容の見直し)

〔上場会社に係る情報〕

- 合併
- 会社の分割
- 株式交換
- 株式移転
- 公開買付け又は自己株式の公開買付け
- 公開買付けに関する意見表明等

子会社に係る情報（合併、会社の分割、株式交換、株式移転及び公開買付け）及び上場会社の非上場の親会社等に係る情報（合併、会社の分割、株式交換、株式移転及び公開買付け）に関する開示事項及び開示上の注意事項等についても、今般の見直しを踏まえた体裁及び字句の修正を行う予定です。

上記事項を反映した「会社情報適時開示ガイドブック」の改訂版は、後日、上場会社専用サイト「上場会社通信」(<https://www.nse.or.jp/company/tusin/login.html>)に掲載する予定です。

○ 合併

(1) 適時開示規則に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「合併」を行うことを決定した場合、適時開示規則（適時開示規則第2条第1項第1号g）に基づく開示が必要です。

なお、本開示項目について開示した後に、開示された内容に関して中止又は変更を決定した場合には「開示事項の中止・変更」としての開示が必要です。また、開示された内容について過誤や外部からの指摘により訂正が必要と判断した場合には、速やかに正しい内容を「開示事項の訂正」として開示することが必要です。

（注）100%子会社との合併及び簡易合併・略式合併に該当するものについても開示が必要です。

（参考）上記の適時開示義務の範囲と、内部者取引規制上の重要事実や臨時報告書の提出義務の範囲は異なる場合がありますので、ご注意ください。

(2) 開示事項

本項目に関する開示資料の作成にあたっては、次の枠内の区分に応じて、以下に掲げる所定の開示事項について記載するようお願いします。また、当該開示事項に限らず、この決定事項について投資者が適切に理解するために重要と判断される事項も記載するようにしてください。なお、所定の開示事項のうち、最初の公表時点において決定できない開示事項については、決定次第あらためて「開示事項の経過」として追加開示を行うようにしてください。

a．上場会社が他社を吸収合併する場合

a - 1．通常の場合

a - 2．開示内容を省略できる場合

b．上場会社が他社に吸収合併される場合

c．上記以外の合併の場合

特例．親会社との合併を行う場合及び上場子会社との合併を行う場合の取扱い

特例 - 1．上場会社が上場親会社に吸収合併される場合

特例 - 2．上場会社が上場子会社を吸収合併する場合

特例 - 3．上記以外で、親会社との合併を行う場合及び上場子会社との合併を行う場合

a . 上場会社が他社を吸収合併する場合

a - 1 . 通常の場合

上場会社が他社を吸収合併する場合は、本項目「a - 1 . 通常の場合」に基づき開示してください。ただし、次のいずれかに該当する場合は、「a - 2 . 開示内容を省略できる場合」に基づき開示を行うことが可能です（アに該当するかどうか不明な場合は、「a - 1 . 通常の場合」に基づき開示してください。）。

ア . 上場会社の総資産の増加額がその最近事業年度の末日における純資産額の 10 % 未満、かつ、上場会社の売上高の増加額がその最近事業年度の売上高の 3 % 未満であると見込まれる吸収合併

イ . 100 % 子会社の吸収合併

ウ . 連結子会社の簡易吸収合併

開示事項	開示・記載上の注意事項
1 . 合併の目的	・ 合併の目的について、わかりやすく具体的に記載してください。
2 . 合併の要旨	
(1) 合併の日程	・ 合併決議取締役会、合併契約締結、株主総会基準日、合併承認株主総会、合併の予定日（効力発生日）株券交付日の日程を記載してください。 簡易合併の場合はその旨も記載してください。 略式合併の場合はその旨も記載してください。
(2) 合併方式	
(3) 合併比率	・ 合併比率を記載してください。 ・ 合併により交付する新株式数を記載してください。 合併に際して存続会社が自己株式を交付する場合は、その旨及び交付する自己株式の数を記載してください。
(4) 合併比率の算定根拠等	・ 合併比率の算定根拠等として、「算定の基礎」、「算定の経緯」及び「算定機関との関係」を記載してください。 上場会社の株主にとっての比率の相当性の観点から説明するようにしてください。 及び の項目についてわかりやすく説明するために必要な場合には、及び の項目を一括で記載しても差し支えありません。
算定の基礎	・ 比率算定の概要（ 1、 2 ）を含め、比率を決定するに至った考え方についてわかりやすく具体的に記載してください。 1 具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由及び各算定方式の算定結果の数値（レンジ可）などをいいます。 2 市場株価法を用いた場合は、市場価格の計算対象期間及び当該期間を用いた理由、ディスカウント・キャッシュ・フロー法を用いた場合は、比率算定の前提とした利益計画で大幅な増減益を見込んでいるときは、利益計画の概要説明と増減益の要因（大幅な増減益を見込んでいないときは、その旨）など算定の前提条件を含むものとします。 [注] 「大幅な増減益」に該当するかどうかについては、当事会社それぞれについて合併後 5 事業年度において、各々の前事業年度と比較して、利益の増加又は減少見込み額が 30 % 未満であるか否かを目安としてください。
算定の経緯	・ 算定の際に算定機関（「企業価値又は株価の評価に係る専門的知識を有する者」をいう。以下同じ。）の意見を聴取した場合には、当該意見を踏まえて合

開示事項	開示・記載上の注意事項
	併比率を決定するに至った経緯について、以下に掲げる内容を含め、わかりやすく具体的に記載してください。() a . 算定機関の名称 b . 算定機関の意見の概要 算定機関の意見を聴取しない場合は、その旨を記載してください。
算定機関との関係	・算定の際に算定機関の意見を聴取した場合において、当該算定機関が当事会社のいずれかの関連当事者(1)に該当するときは、当該算定機関から意見を聴取することとした理由及び関連当事者に該当する事由を記載してください(2)。 1 関連当事者とは、連結財務諸表等規則第2条第7号に定める関連当事者(連結子会社を含む。)又は財務諸表等規則第8条第16項に定める関連当事者をいいます。 2 関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載してください。 〔注〕算定機関以外の第三者の意見を聴取した場合は、これに準じて記載してください。
(5) 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い	消滅会社が新株予約権及び新株予約権付社債を発行していない場合は、その旨を記載してください。
3 . 合併当事会社の概要	・存続会社・消滅会社それぞれについて記載してください。
(1) 商号	
(2) 事業内容	
(3) 設立年月日	
(4) 本店所在地	
(5) 代表者の役職・氏名	
(6) 資本金	
(7) 発行済株式数	
(8) 純資産	
(9) 総資産	
(10) 決算期	
(11) 従業員数	
(12) 主要取引先	
(13) 大株主及び持株比率	
(14) 主要取引銀行	
(15) 当事会社間等の関係等	
資本関係	・最近日における当事会社間の出資の状況(間接保有分を含む。)を記載してください。該当がない場合は、その旨を記載してください。
人的関係	・最近日における当事会社間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載してください。該当がない場合は、その旨を記載してください。
取引関係	・最近に終了した事業年度における当事会社間の取引について概要を記載してください。該当がない場合は、その旨を記載してください。 ・最近に終了した事業年度における当事会社のグループ間の取引や当事会社の一方と他方の役員又は支配株主(議決権の過半数を有する株主をいいます。)との取引のうち重要な取引がある場合には、可能な範囲で記載してください。
関連当事者への該当状況	・最近に終了した事業年度の末日において、相手会社が上場会社の関連当事者(1)に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載してください(2)。なお、最近に終了した事業年度の末日以降に重要な変更があった場合には、その内容を記載してください。 1 関連当事者とは、連結財務諸表規則第2条第7号に定める関連当事者(連結子会社を含む。)又は財務諸表等規則第8条第16項に定める関連当事者をいいます。 2 関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載してください。

開示事項	開示・記載上の注意事項
(16) 最近3年間の業績	・最近3年間の売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金、1株当たり純資産を記載してください。
4. 合併後の状況	・合併後の存続会社について記載してください。
(1) 商号	
(2) 事業内容	
(3) 本店所在地	
(4) 代表者の役職・氏名	
(5) 資本金	
(6) 純資産	
(7) 総資産	
(8) 決算期	
(9) 会計処理の概要	・該当することが見込まれる会計上の分類（取得、持分の結合、共同支配企業の形成、共通支配下の取引の別）のれんが発生する見込みである場合にはその概算金額及び償却年数の見込みなど会計処理の概要を記載してください。のれんが少額である場合、その旨を記載することでも差し支えありません。連結及び単体の双方について、記載するようにしてください。
(10) 合併による業績への影響の見直し	・合併による存続会社の業績への影響の見直しについて、売上高の増加見込み額を記載するなど、わかりやすく具体的に記載してください。合併による存続会社の業績への影響が軽微な場合は、その旨を記載することでも差し支えありません。 [注]「業績への影響が軽微な場合」に該当するかどうかについては、合併による売上高の増加見込み額が、最近に終了した連結会計年度（事業年度）の売上高の10%未満であるか否かを目安としてください（利益面への影響額を見込んでいる場合は、30%未満の影響であるか否かも目安としてください。） 連結及び単体の双方について、記載するようにしてください。

a - 2 . 開示内容を省略できる場合

上場会社が他社を吸収合併する場合、かつ、次のいずれかに該当する場合は、本項目「a - 2 . 開示内容を省略できる場合」に基づき開示を行うことが可能です（アに該当するかどうか不明な場合は、「a - 1 . 通常の場合」に基づき開示してください。）。

ア．上場会社の総資産の増加額がその最近事業年度の末日における純資産額の10%未満、かつ、上場会社の売上高の増加額がその最近事業年度の売上高の3%未満であると見込まれる吸収合併

イ．100%子会社の吸収合併

ウ．連結子会社の簡易吸収合併

開示事項	開示・記載上の注意事項
1 . 合併の目的	・ 合併の目的について、わかりやすく具体的に記載してください。
2 . 合併の要旨	
(1) 合併の日程	・ 合併決議取締役会、合併契約締結、株主総会基準日、合併承認株主総会、合併の予定日（効力発生日）株券交付日の日程を記載してください。 簡易合併の場合はその旨も記載してください。 略式合併の場合はその旨も記載してください。
(2) 合併方式	
(3) 合併比率	・ 合併比率を記載してください。 ・ 合併により交付する新株式数を記載してください。 合併に際して存続会社が自己株式を交付する場合は、その旨及び交付する自己株式の数を記載してください。 100%子会社の吸収合併の場合は、欄を削除してください。
(4) 合併比率算定の考え方	・ 合併比率算定の考え方について、わかりやすく記載してください。 比率算定の前提として、大幅な増減益となることや資産、負債の金額が直近の財務諸表と比べて大きく異なることなどを見込んでいるときは、利益計画の概要説明と増減益の要因（大幅な増減益を見込んでいないときは、その旨）など算定の前提条件、具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由及び各算定方式の算定結果の数値（レンジ可）を含む比率算定の概要を含め、比率を決定するに至った考え方についてわかりやすく具体的に記載してください。 100%子会社の吸収合併の場合は、欄を削除してください。
(5) 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い	消滅会社が新株予約権及び新株予約権付社債を発行していない場合は、その旨を記載してください。
3 . 合併当事会社の概要	・ 存続会社・消滅会社それぞれについて記載してください。
(1) 商号	
(2) 事業内容	
(3) 設立年月日	
(4) 本店所在地	
(5) 代表者の役職・氏名	
(6) 資本金	
(7) 発行済株式数	
(8) 純資産	
(9) 総資産	
(10) 決算期	
(11) 大株主及び持株比率	
4 . 合併後の状況	

開示事項	開示・記載上の注意事項
(1) 商号	
(2) 事業内容	
(3) 本店所在地	
(4) 代表者の役職・氏名	
(5) 資本金	
(6) 決算期	
(7) 合併による業績への影響の見 通し	・ 合併による存続会社の業績への影響の見通しについては、影響が軽微である旨を記載してください。ただし、合併による存続会社の業績への影響が軽微ではない場合は、売上高の増加見込み額を記載するなど、わかりやすく具体的に記載してください。 合併による存続会社の業績への影響が軽微な場合は、その旨を記載することでも差し支えありません。 [注] 「業績への影響が軽微な場合」に該当するかどうかについては、合併による売上高の増加見込額が、最近に終了した連結会計年度（事業年度）の売上高の 1 0 % 未満であるか否かを目安としてください（利益面への影響額を見込んでいる場合は、3 0 % 未満の影響であるか否かも目安としてください。） 連結及び単体の双方について、記載するようにしてください。

b．上場会社が他社に吸収合併される場合

上場会社が他社に吸収合併される場合は、原則として、「a - 1．通常の場合」と同様の開示事項を開示してください。また、それに加えて、「1．合併の目的」欄に、以下の開示事項（合併の対価が上場株式（名証以外の証券取引所に上場している株式を含む。）である場合には、「a．上場廃止となる見込みがある旨」のみ）も含めて記載してください。

なお、具体的な開示内容については、名証の上場管理担当者まで事前相談してください。

開示事項	開示・記載上の注意事項
a．上場廃止となる見込みがある旨	・ 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由を記載してください。 存続会社が株券上場審査基準第4条第5項又は第6条第4項に係る上場申請を行う予定がある場合にはその旨も記載してください。
b．上場廃止を目的とする理由	・ 上場廃止を目的とする理由について、わかりやすく具体的に記載してください。また、また、少数株主への影響及びそれに対する考え方についても記載してください。
c．合併比率の公正性を担保するための措置	・ 合併比率の公正性を担保するための措置の内容について、わかりやすく具体的に記載してください。 公正性を担保するための措置の例としては、当事会社が自らの株主のために算定機関を選定し、合併比率に関する見解を記載した書面（公正性に関する評価を含む。）を取得することなどが考えられます。

c．上記以外の合併の場合

a・b以外の合併については、原則として、「a - 1．通常の場合」と同様の開示事項を開示してください。

なお、具体的な開示内容については、名証の上場管理担当者まで事前相談してください。

特例．親会社との合併を行う場合及び上場子会社との合併を行う場合の取扱い

特例 - 1．上場会社が上場親会社に吸収合併される場合

上場会社が上場親会社に吸収合併される場合は、上場会社において「a - 1．通常の場合」と同様の開示事項を開示してください。また、それに加えて、「1．合併の目的」欄に以下の開示事項も含めて記載してください。

なお、具体的な開示内容については、名証の上場管理担当者まで事前相談してください。

開示事項	開示・記載上の注意事項
a．上場廃止となる見込みがある旨	・ 上場会社が上場廃止となる見込みがある旨及びその理由を記載してください。
b．上場廃止を目的とする理由	・ 上場廃止を目的とする理由について、上場親会社におけるグループ戦略の変更の内容を含め、わかりやすく具体的に記載してください。また、少数株主への影響及びそれに対する考え方についても記載してください。
c．合併比率の公正性を担保するための措置	・ 合併比率の公正性を担保するための措置の内容について、わかりやすく具体的に記載してください。 公正性を担保するための措置の例としては、当事会社双方がそれぞれ自らの株主のために算定機関を選定し、合併比率に関する見解を記載した書面（公正性に関する評価を含む。）を取得することなどが考えられます。
d．利益相反を回避する措置	・ 上場会社における利益相反を回避する措置の内容について、わかりやすく具体的に記載してください。 利益相反を回避する措置の例としては、合併比率の決定プロセスにおいて当該合併に利害関係をもたない社外監査役又は社外取締役が関与することや、合併比率の決定を取締役会から独立した特別委員会の判断に委ねることなどが考えられます。

特例 - 2．上場会社が上場子会社を吸収合併する場合

上場会社が上場子会社を吸収合併する場合は、上場会社において「a - 1．通常の場合」と同様の開示事項を開示してください。また、それに加えて、「1．合併の目的」欄に以下の開示事項も含めて記載してください。

なお、具体的な開示内容については、名証の上場管理担当者まで事前相談してください。

開示事項	開示・記載上の注意事項
a．上場廃止となる見込みがある旨	・ 上場子会社が上場廃止となる見込みがある旨を記載してください。
b．上場廃止を目的とする理由	・ 上場廃止を目的とする理由について、上場会社におけるグループ戦略の変更の内容を含め、わかりやすく具体的に記載してください。また、少数株主への影響及びそれに対する考え方についても記載してください。
c．合併比率の公正性を担保するための措置	・ 合併比率の公正性を担保するための措置の内容について、わかりやすく具体的に記載してください。 公正性を担保するための措置の例としては、当事会社双方がそれぞれ自らの株主のために算定機関を選定し、合併比率に関する見解を記載した書面（公正性に関する評価を含む。）を取得することなどが考えられます。
d．利益相反を回避する措置	・ 上場子会社における利益相反を回避する措置の内容について、わかりやすく具体的に記載してください。

開示事項	開示・記載上の注意事項
	利益相反を回避する措置の例としては、合併比率の決定プロセスにおいて当該合併に利害関係をもたない社外監査役又は社外取締役が関与することや、合併比率の決定を取締役会から独立した特別委員会の判断に委ねることなどが考えられます。

特例 - 3 . 上記以外で、親会社との合併を行う場合及び上場子会社との合併を行う場合

「特例 - 1 . 上場会社が上場親会社に吸収合併される場合」、「特例 - 2 . 上場会社が上場子会社を吸収合併する場合」以外で、親会社との合併を行う場合及び上場子会社との合併を行う場合は、具体的な開示内容について、名証の上場管理担当者まで事前相談してください。

(3) その他の注意事項

- a 公開買付けの後の合併など二段階買収の場合については、合併を決定した時点において、本項目に基づく開示が必要ですが、公開買付けを決定した時点における開示については、「○ 公開買付け又は自己株式の公開買付け」を参照してください。
- b 合併の相手会社が非上場会社である場合には、適時開示規則の取扱い5.(3)の規定に基づき、別途「非上場会社の概要書」(「別添 適時開示に係る提出書類の様式」参照)の提出を義務付けています。ただし、「非上場会社の概要書」の様式イに該当する場合は、開示資料に上記開示項目のすべてについて記載されていることを条件として、当該概要書の提出を省略することが可能です。
- c 会社法第796条第3項の規定の適用を受けて吸収合併する場合(簡易合併の場合)を除き、上場会社が合併を行う場合は、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識を有する者が合併比率に関する見解を記載した書面を名証に提出していただくようお願いします。
- d 合併に伴い減資が行われる場合には、その内容も併せて開示してください。
(例)被合併会社○○○の所有する当社株式○○○株を○年○月○日の合併と同時に消却し、
資本金を○○○円減少するものとする。
- e 「合併」については、株券上場廃止基準に係る審査の対象となる場合があります。詳細は「別添 1. 合併等に伴う実質存続性の喪失に係る上場廃止基準」を参照してください。
- f 新設合併によって新たに設立される会社又は非上場会社に上場会社が吸収合併される場合の当該非上場会社の名証への上場については、株券上場審査基準に係る審査を経て行われることとなります。詳細は、名証までお問合せください。
- g 合併にあたっては、開示関係の書面以外に別途名証へご提出いただく書類があります。詳細は「別添 名古屋証券取引所への提出書類について」を参照してください。

○ 会社の分割

(1) 適時開示規則に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「会社の分割」を行うこと（上場会社が分割会社となる場合又は承継会社となる場合のいずれも含む。）を決定した場合、適時開示規則（適時開示規則第2条第1項第1号gの2）に基づく開示が必要です。

なお、本開示項目について開示した後に、開示された内容に関して中止又は変更を決定した場合には「開示事項の中止・変更」としての開示が必要です。また、開示された内容について過誤や外部からの指摘により訂正が必要と判断した場合には、速やかに正しい内容を「開示事項の訂正」として開示することが必要です。

（注）単独新設分割及び簡易会社分割・略式会社分割に該当するものについても開示が必要です。

（参考）上記の適時開示義務の範囲と、内部者取引規制上の重要事実や臨時報告書の提出義務の範囲は異なる場合がありますので、ご注意ください。

(2) 開示事項

本項目に関する開示資料の作成にあたっては、次の枠内の区分に応じて、以下に掲げる所定の開示事項について記載するようお願いします。また、当該開示事項に限らず、この決定事項について投資者が適切に理解するために重要と判断される事項も記載するようにしてください。なお、所定の開示事項のうち、最初の公表時点において決定できない開示事項については、決定次第あらためて「開示事項の経過」として追加開示を行うようにしてください。

a．上場会社が分割会社となる会社分割を行う場合

a - 1．通常の場合

a - 2．開示内容を省略できる場合

b．上場会社が承継会社となる会社分割を行う場合

b - 1．通常の場合

b - 2．開示内容を省略できる場合

特例．親会社と会社分割（共同新設分割又は吸収分割）を行う場合及び上場子会社と会社分割（共同新設分割又は吸収分割）を行う場合の取扱い

a . 上場会社が分割会社となる会社分割を行う場合

a - 1 . 通常の場合

上場会社が分割会社となる会社分割を行う場合は、本項目「a - 1 . 通常の場合」に基づき開示してください。ただし、次のいずれかに該当する場合は、「a - 2 . 開示内容を省略できる場合」に基づき開示を行うことが可能です（アに該当するかどうか不明な場合は、「a - 1 . 通常の場合」に基づき開示してください。）。

ア . 上場会社の総資産の減少額がその最近事業年度の末日における純資産額の 10 % 未満、かつ、上場会社の売上高の減少額がその最近事業年度の売上高の 3 % 未満であると見込まれる会社分割

イ . 単独新設分割

ウ . 連結子会社と共同で行う簡易会社分割

開示事項	開示・記載上の注意事項
1 . 会社分割の目的	・ 分割の目的について、わかりやすく具体的に記載してください。
2 . 会社分割の要旨	
(1) 分割の日程	・ 分割決議取締役会、分割契約締結、株主総会基準日、分割承認株主総会、分割の予定日（効力発生日）又は新会社設立登記日（効力発生日）、株券交付日の日程を記載してください。 簡易分割の場合はその旨も記載してください。 略式分割の場合はその旨も記載してください。
(2) 分割方式	・ 分割方式を記載してください。 いわゆる人的分割の場合はその旨も記載してください。
(3) 割当株式数	・ 割当株式数を記載してください。 複数の会社に株式の割当てが行われる場合は、それぞれの会社への割当株式数を記載してください。
(4) 割当株式数の算定根拠等	・ 割当株式数の算定根拠等として、「算定の基礎」、「算定の経緯」及び「算定機関との関係」を記載してください。 上場会社の株主にとっての割当株式数の相当性の観点から説明するようにしてください。 及び の項目についてわかりやすく説明するために必要な場合には、及び の項目を一括で記載しても差し支えありません。
算定の基礎	・ 割当株式数の算定の概要（ 1、 2 ）を含め、割当株式数を決定するに至った考え方についてわかりやすく具体的に記載してください。 1 具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由及び各算定方式の算定結果の数値（レンジ可）などをいいます。 2 市場株価法を用いた場合は、市場価格の計算対象期間及び当該期間を用いた理由、ディスカウント・キャッシュ・フロー法を用いた場合は、割当株式数の算定の前提とした利益計画で大幅な増減益を見込んでいるときは、利益計画の概要説明と増減益の要因（大幅な増減益を見込んでいないときは、その旨）など算定の前提条件を含むものとしします。 [注] 「大幅な増減益」に該当するかどうかについては、当事会社それぞれについて分割後 5 事業年度において、各々の前事業年度と比較して、利益の増加又は減少見込み額が 30 % 未満であるか否かを目安としてください。
算定の経緯	・ 算定の際に算定機関（「企業価値又は株価の評価に係る専門的知識を有する

開示事項	開示・記載上の注意事項
	者」をいう。以下同じ。)の意見を聴取した場合には、当該意見を踏まえて割当株式数を決定するに至った経緯について、以下に掲げる内容を含め、わかりやすく具体的に記載してください。() a. 算定機関の名称 b. 算定機関の意見の概要 算定機関の意見を聴取しない場合は、その旨を記載してください。
算定機関との関係	・算定の際に算定機関の意見を聴取した場合において、当該算定機関が当事会社のいずれかの関連当事者(1)に該当するときは、当該算定機関から意見を聴取することとした理由及び関連当事者に該当する事由を記載してください(2)。 1 関連当事者とは、連結財務諸表等規則第2条第7号に定める関連当事者(連結子会社を含む。)又は財務諸表等規則第8条第16項に定める関連当事者をいいます。 2 関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載してください。 〔注〕算定機関以外の第三者の意見を聴取した場合は、これに準じて記載してください。
(5) 分割により減少する資本金等	・分割会社の減少すべき資本金、分割会社の株式の消却・併合の方法を記載してください。
(6) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い	分割会社が新株予約権及び新株予約権付社債を発行していない場合は、その旨を記載してください。
(7) 承継会社が承継する権利義務	・承継会社が承継する権利義務について、概要を記載してください。
(8) 債務履行の見込み	
3. 分割当事会社の概要	・分割会社・承継会社(複数ある場合はそれぞれ)双方について記載してください。
(1) 商号	
(2) 事業内容	
(3) 設立年月日	
(4) 本店所在地	
(5) 代表者の役職・氏名	
(6) 資本金	
(7) 発行済株式数	
(8) 純資産	
(9) 総資産	
(10) 決算期	
(11) 従業員数	
(12) 主要取引先	
(13) 大株主及び持株比率	
(14) 主要取引銀行	
(15) 当事会社間関係等	
資本関係	・最近日における当事会社間の出資の状況(間接保有分を含む。)を記載してください。該当がない場合は、その旨を記載してください。
人的関係	・最近日における当事会社間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載してください。該当がない場合は、その旨を記載してください。
取引関係	・最近に終了した事業年度における当事会社間の取引について概要を記載してください。該当がない場合は、その旨を記載してください。 ・最近に終了した事業年度における当事会社の支配株主(議決権の過半数を有する株主をいいます。)間の取引や当事会社の一方と他方の役員又は支配株主との取引のうち重要な取引がある場合には、可能な範囲で記載してください。
関連当事者への該当状況	・最近に終了した事業年度の末日において、相手会社が上場会社の関連当事者(1)に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当す

開示事項	開示・記載上の注意事項
	る事由を記載してください（ 2 ）。なお、最近に終了した事業年度の末日以降に重要な変更があった場合には、その内容を記載してください。 1 関連当事者とは、連結財務諸表規則第 2 条第 7 号に定める関連当事者（連結子会社を含む。）又は財務諸表等規則第 8 条第 1 6 項に定める関連当事者をいいます。 2 関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載してください。
（16）最近 3 年間の業績	・最近 3 年間の売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、1 株当たり当期純利益、1 株当たり配当金、1 株当たり純資産を記載してください。
4．分割する事業部門の概要	
（1）分割する部門の事業内容	
（2）分割する部門の経営成績	・最近に終了した事業年度における分割する部門の経営成績（ ）の実績額及び全体の経営成績に占める比率のを記載してください。 経営成績については、最低限売上高を記載してください。また、可能な限り売上総利益、営業利益、経常利益も記載してください。
（3）分割する資産、負債の項目及び金額	・最近日における分割する資産、負債の項目及び帳簿価額を記載してください。
5．新設分割新設会社の状況〔吸収分割承継会社の状況〕	・新設分割後の新設会社又は吸収分割後の承継会社について記載してください。 吸収分割（物的分割）については記載を省略することが可能です。
（1）商号	
（2）事業内容	
（3）本店所在地	
（4）代表者の役職・氏名	
（5）資本金	
（6）決算期	
6．会社分割後の上場会社の状況	・会社分割後の上場会社の状況について記載してください。
（1）商号	
（2）事業内容	
（3）本店所在地	
（4）代表者の役職・氏名	
（5）資本金	
（6）純資産	
（7）総資産	
（8）決算期	
（9）会計処理の概要	・該当することが見込まれる会計上の分類（取得、持分の結合、共同支配企業の形成、共通支配下の取引の別）のれんが発生する見込みである場合にはその概算金額及び償却年数の見込みなど会計処理の概要を記載してください。 のれんが少額である場合、その旨を記載することでも差し支えありません。 連結及び単体の双方について、記載するようにしてください。
（10）分割による業績への影響の見直し	・分割による分割会社の業績への影響の見直しについて、売上高の減少見込み額を記載するなど、わかりやすく具体的に記載してください。 分割による上場会社の業績への影響が軽微な場合は、その旨を記載することでも差し支えありません。 〔注〕「業績への影響が軽微な場合」に該当するかどうかについては、分割による売上高の減少見込み額が、最近に終了した連結会計年度（事業年度）の売上高の 10%未満であるか否かを目安としてください（利益面への影響額を見込んでいる場合は、30%未満の影響であるか否かも目安としてください。） 連結及び単体の双方について、記載するようにしてください。

a - 2 . 開示内容を省略できる場合

上場会社が分割会社となる会社分割を行う場合、かつ、次のいずれかに該当する場合は、本項目「a - 2 . 開示内容を省略できる場合」に基づき開示を行うことが可能です（アに該当するかどうか不明な場合は、「a - 1 . 通常の場合」に基づき開示してください。）。

- ア．上場会社の総資産の減少額がその最近事業年度の末日における純資産額の10%未満、かつ、上場会社の売上高の減少額がその最近事業年度の売上高の3%未満であると見込まれる会社分割
- イ．単独新設分割又は連結子会社と共同で行う簡易会社分割

開示事項	開示・記載上の注意事項
1 . 会社分割の目的	・ 分割の目的について、わかりやすく具体的に記載してください。
2 . 会社分割の要旨	
(1) 分割の日程	・ 分割決議取締役会、分割契約締結、株主総会基準日、分割承認株主総会、分割の予定日（効力発生日）又は新会社設立登記日（効力発生日）、株券交付日の日程を記載してください。 簡易分割の場合はその旨も記載してください。 略式分割の場合はその旨も記載してください。
(2) 分割方式	・ 分割方式を記載してください。 いわゆる人的分割の場合はその旨も記載してください。
(3) 割当株式数	・ 割当株式数を記載してください。 複数の会社に株式の割当てが行われる場合は、それぞれの会社への割当株式数を記載してください。 単独新設分割の場合は、欄を削除してください。
(4) 割当株式数の算定の考え方	・ 割当株式数の算定の考え方について、わかりやすく記載してください。 割当株式数の算定の前提として、大幅な増減益となることや資産、負債の金額が直近の財務諸表と比べて大きく異なることなどを見込んでいるときは、利益計画の概要説明と増減益の要因（大幅な増減益を見込んでいないときは、その旨）など算定の前提条件、具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由及び各算定方式の算定結果の数値（レンジ可）を含む比率算定の概要を含め、比率を決定するに至った考え方についてわかりやすく具体的に記載してください。 単独新設分割の場合は、欄を削除してください。
(5) 分割により減少する資本金等	・ 分割会社の減少すべき資本金、分割会社の株式の消却・併合の方法を記載してください。
(6) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い	分割会社が新株予約権及び新株予約権付社債を発行していない場合は、その旨を記載してください。
(7) 承継会社が承継する権利義務	・ 承継会社が承継する権利義務について、概要を記載してください。
(8) 債務履行の見込み	
3 . 分割当事会社の概要	・ 分割会社・承継会社（複数ある場合はそれぞれ）双方について記載してください。
(1) 商号	
(2) 事業内容	
(3) 設立年月日	
(4) 本店所在地	
(5) 代表者の役職・氏名	
(6) 資本金	
(7) 発行済株式数	

開示事項	開示・記載上の注意事項
(8) 純資産	
(9) 総資産	
(10) 決算期	
(11) 大株主及び持株比率	
4 . 分割する事業部門の概要	
(1) 分割する部門の事業内容	
(2) 分割する部門の経営成績	・ 最近に終了した事業年度における分割する部門の経営成績 () の実績額及び全体の経営成績に占める比率を記載してください。 経営成績については、最低限売上高を記載してください。また、可能な限り売上総利益、営業利益、経常利益も記載してください。
(3) 分割する資産、負債の項目及び金額	・ 最近日における分割する資産、負債の項目及び帳簿価額を記載してください。
5 . 新設分割新設会社の状況 [吸収分割承継会社の状況]	・ 新設分割後の新設会社又は吸収分割後の承継会社について記載してください。 吸収分割 (物的分割) については記載を省略することが可能です。
(1) 商号	
(2) 事業内容	
(3) 本店所在地	
(4) 代表者の役職・氏名	
(5) 資本金	
(6) 決算期	
6 . 会社分割後の上場会社の状況	・ 会社分割後の上場会社の状況について記載してください。
(1) 商号	
(2) 事業内容	
(3) 本店所在地	
(4) 代表者の役職・氏名	
(5) 資本金	
(6) 決算期	
(7) 分割による業績への影響の見通し	・ 分割による分割会社の業績への影響の見通しについて、売上高の減少見込み額を記載するなど、わかりやすく具体的に記載してください。 分割による上場会社の業績への影響の見通しについては、影響が軽微である旨を記載してください。ただし、分割による分割会社の業績への影響が軽微ではない場合は、売上高の減少見込み額を記載するなど、わかりやすく具体的に記載してください。 [注] 「業績への影響が軽微な場合」に該当するかどうかについては、分割による売上高の減少見込み額が、最近に終了した連結会計年度 (事業年度) の売上高の 1 0 % 未満であるか否かを目安としてください (利益面への影響額を見込んでいる場合は、3 0 % 未満の影響であるか否かも目安としてください。) 連結及び単体の双方について、記載するようにしてください。

b．上場会社が承継会社となる会社分割を行う場合

b - 1．通常の場合

上場会社が承継会社となる会社分割を行う場合は、本項目「b - 1．通常の場合」に基づき開示してください。ただし、次のいずれかに該当する場合は、「b - 2．開示内容を省略できる場合」に基づき開示を行うことが可能です（アに該当するかどうか不明な場合は、「b - 1．通常の場合」に基づき開示してください。）。

ア．上場会社の総資産の増加額がその最近事業年度の末日における純資産額の10%未満、かつ、上場会社の売上高の増加額がその最近事業年度の売上高の3%未満であると見込まれる会社分割

イ．100%子会社の事業部門を承継する会社分割

ウ．連結子会社の事業部門を承継する簡易会社分割

開示事項	開示・記載上の注意事項
1．会社分割の目的	・分割の目的について、わかりやすく具体的に記載してください。
2．会社分割の要旨	
（1）分割の日程	・分割決議取締役会、分割契約締結、株主総会基準日、分割承認株主総会、分割の予定日（効力発生日）株券交付日の日程を記載してください。 簡易分割の場合はその旨も記載してください。 略式分割の場合はその旨も記載してください。
（2）分割方式	・分割方式を記載してください。
（3）割当株式数	・割当株式数を記載してください。 複数の会社に株式の割当てが行われる場合は、それぞれの会社への割当株式数を記載してください。
（4）割当株式数の算定根拠等	・割当株式数の算定根拠等として、「算定の基礎」、「算定の経緯」及び「算定機関との関係」を記載してください。 上場会社の株主にとっての割当株式数の相当性の観点から説明するようにしてください。 及びの項目についてわかりやすく説明するために必要な場合には、及びの項目を一括で記載しても差し支えありません。
算定の基礎	・割当株式数の算定の概要（1、2）を含め、割当株式数を決定するに至った考え方についてわかりやすく具体的に記載してください。 1 具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由及び各算定方式の算定結果の数値（レンジ可）などをいいます。 2 市場株価法を用いた場合は、市場価格の計算対象期間及び当該期間を用いた理由、ディスカウント・キャッシュ・フロー法を用いた場合は、割当株式数の算定の前提とした利益計画で大幅な増減益を見込んでいるときは、利益計画の概要説明と増減益の要因（大幅な増減益を見込んでいないときは、その旨）など算定の前提条件を含むものとしします。 [注]「大幅な増減益」に該当するかどうかについては、当事会社それぞれについて分割後5事業年度において、各々の前事業年度と比較して、利益の増加又は減少見込み額が30%未満であるか否かを目安としてください。
算定の経緯	・算定の際に算定機関の意見を聴取した場合には、当該意見を踏まえて割当株式数を決定するに至った経緯について、以下に掲げる内容を含め、わかりやすく具体的に記載してください。（ ）

開示事項	開示・記載上の注意事項
	a．算定機関の名称 b．算定機関の意見の概要 算定機関の意見を聴取しない場合は、その旨を記載してください。
算定機関との関係	・算定の際に算定機関の意見を聴取した場合において、当該算定機関が当事会社のいずれかの関連当事者（１）に該当するときは、当該算定機関から意見を聴取することとした理由及び関連当事者に該当する事由を記載してください（２）。 1 関連当事者とは、連結財務諸表等規則第２条第７号に定める関連当事者（連結子会社を含む。）又は財務諸表等規則第８条第１６項に定める関連当事者をいいます。 2 関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載してください。 〔注〕算定機関以外の第三者の意見を聴取した場合は、これに準じて記載してください。
（５）承継により増加する資本金	・承継会社の増加すべき資本金を記載してください。
（６）分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い	・分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債を発行していない場合は、その旨を記載してください。
（７）承継会社が承継する権利義務	・承継会社が承継する権利義務について、概要を記載してください。
（８）債務履行の見込み	
３．分割当事会社の概要	・分割会社・承継会社（複数ある場合はそれぞれ）双方について記載してください。
（１）商号	
（２）事業内容	
（３）設立年月日	
（４）本店所在地	
（５）代表者の役職・氏名	
（６）資本金	
（７）発行済株式数	
（８）純資産	
（９）総資産	
（１０）決算期	
（１１）従業員数	
（１２）主要取引先	
（１３）大株主及び持株比率	
（１４）主要取引銀行	
（１５）当事会社間等の関係等	
資本関係	・最近日における当事会社間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載してください。該当がない場合は、その旨を記載してください。
人的関係	・最近日における当事会社間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載してください。該当がない場合は、その旨を記載してください。
取引関係	・最近に終了した事業年度における当事会社間の取引について概要を記載してください。該当がない場合は、その旨を記載してください。 ・最近に終了した事業年度における当事会社の支配株主（議決権の過半数を有する株主をいいます。）間の取引や当事会社の一方と他方の役員又は支配株主との取引のうち重要な取引がある場合には、可能な範囲で記載してください。
関連当事者への該当状況	・最近に終了した事業年度の末日において、相手会社が上場会社の関連当事者（１）に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載してください（２）。なお、最近に終了した事業年度の末日以降に重要な変更があった場合には、その内容を記載してください。 1 関連当事者とは、連結財務諸表規則第２条第７号に定める関連当事者（連結子会社を含む。）又は財務諸表等規則第８条第１６項に定める関連当事者

開示事項	開示・記載上の注意事項
	者をいいます。 2 関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載してください。
(16) 最近3年間の業績	・最近3年間の売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金、1株当たり純資産を記載してください。
4. 承継する事業部門の概要	
(1) 承継する部門の事業内容	
(2) 承継する部門の経営成績	・最近に終了した事業年度における分割する部門の経営成績()の実績額及び全体の経営成績に占める比率のを記載してください。 経営成績については、最低限売上高を記載してください。また、可能な限り売上総利益、営業利益、経常利益も記載してください。
(3) 承継する資産、負債の項目及び金額	・最近日における承継する資産、負債の項目及び帳簿価額を記載してください。
5. 会社分割後の上場会社の状況	・会社分割後の上場会社の状況について記載してください。
(1) 商号	
(2) 事業内容	
(3) 本店所在地	
(4) 代表者の役職・氏名	
(5) 資本金	
(6) 純資産	
(7) 総資産	
(8) 決算期	
(9) 会計処理の概要	・該当することが見込まれる会計上の分類(取得、持分の結合、共同支配企業の形成、共通支配下の取引の別)のれんが発生する見込みである場合にはその概算金額及び償却年数の見込みなど会計処理の概要を記載してください。 のれんが少額である場合、その旨を記載することでも差し支えありません。 連結及び単体の双方について、記載するようにしてください。
(10) 分割による業績への影響の見通し	・分割による承継会社の業績への影響の見通しについて、売上高の増加見込み額を記載するなど、わかりやすく具体的に記載してください。 分割による承継会社の業績への影響が軽微な場合は、その旨を記載することでも差し支えありません。 [注]「業績への影響が軽微な場合」に該当するかどうかについては、分割による売上高の増加見込み額が、最近に終了した連結会計年度(事業年度)の売上高の10%未満であるか否かを目安としてください(利益面への影響額を見込んでいる場合は、30%未満の影響であるか否かも目安としてください。) 連結及び単体の双方について、記載するようにしてください。

b - 2 . 開示内容を省略できる場合

上場会社が承継会社となる会社分割を行う場合、かつ、次のいずれかに該当する場合は、本項目「b - 2 . 開示内容を省略できる場合」に基づき開示を行うことが可能です（アに該当するかどうか不明な場合は、「b - 1 . 通常の場合」に基づき開示してください。）。

ア．上場会社の総資産の増加額がその最近事業年度の末日における純資産額の10%未満、かつ、上場会社の売上高の増加額がその最近事業年度の売上高の3%未満であると見込まれる会社分割

イ．100%子会社の事業部門を承継する会社分割

ウ．連結子会社の事業部門を承継する簡易会社分割

開示事項	開示・記載上の注意事項
1 . 会社分割の目的	・ 分割の目的について、わかりやすく具体的に記載してください。
2 . 会社分割の要旨	
(1) 分割の日程	・ 分割決議取締役会、分割契約締結、株主総会基準日、分割承認株主総会、分割の予定日（効力発生日）株券交付日の日程を記載してください。 簡易分割の場合はその旨も記載してください。 略式分割の場合はその旨も記載してください。
(2) 分割方式	・ 分割方式を記載してください。
(3) 割当株式数	・ 割当株式数を記載してください。 複数の会社に株式の割当てが行われる場合は、それぞれの会社への割当株式数を記載してください。 100%子会社の事業部門を承継する会社分割の場合は、欄を削除してください。
(4) 割当株式数の算定の考え方	・ 割当株式数の算定の考え方について、わかりやすく記載してください。 割当株式数の算定の前提として、大幅な増減益となることや資産、負債の金額が直近の財務諸表と比べて大きく異なることなどを見込んでいるときは、利益計画の概要説明と増減益の要因（大幅な増減益を見込んでいないときは、その旨）など算定の前提条件、具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由及び各算定方式の算定結果の数値（レンジ可）を含む比率算定の概要を含め、比率を決定するに至った考え方についてわかりやすく具体的に記載してください。 100%子会社の事業部門を承継する会社分割の場合は、欄を削除してください。
(5) 承継により増加する資本金	・ 承継会社の増加すべき資本金を記載してください。
(6) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い	分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債を発行していない場合は、その旨を記載してください。
(7) 承継会社が承継する権利義務	・ 承継会社が承継する権利義務について、概要を記載してください。
(8) 債務履行の見込み	
3 . 分割当事会社の概要	・ 分割会社・承継会社（複数ある場合はそれぞれ）双方について記載してください。
(1) 商号	
(2) 事業内容	
(3) 設立年月日	
(4) 本店所在地	
(5) 代表者の役職・氏名	
(6) 資本金	
(7) 発行済株式数	

開示事項	開示・記載上の注意事項
(8) 純資産	
(9) 総資産	
(10) 決算期	
(11) 大株主及び持株比率	
4 . 承継する事業部門の概要	
(1) 承継する部門の事業内容	
(2) 承継する部門の経営成績	・ 最近に終了した事業年度における承継する部門の経営成績 () の実績額及び全体の経営成績に占める比率のを記載してください。 経営成績については、最低限売上高を記載してください。また、可能な限り売上総利益、営業利益、経常利益も記載してください。
(3) 承継する資産、負債の項目及び金額	・ 最近日における承継する資産、負債の項目及び帳簿価額を記載してください。
5 . 会社分割後の上場会社の状況	・ 会社分割後の上場会社について記載してください。
(1) 商号	
(2) 事業内容	
(3) 本店所在地	
(4) 代表者の役職・氏名	
(5) 資本金	
(6) 決算期	
(7) 分割による業績への影響の見通し	・ 分割による承継会社の業績への影響の見通しについては、影響が軽微である旨を記載してください。ただし、承継による承継会社の業績への影響が軽微ではない場合は、売上高の増加見込み額を記載するなど、わかりやすく具体的に記載してください。 分割による承継会社の業績への影響が軽微な場合は、その旨を記載することでも差し支えありません。 [注] 「業績への影響が軽微な場合」に該当するかどうかについては、分割による売上高の増加見込額が、最近に終了した連結会計年度 (事業年度) の売上高の 1 0 % 未満であるか否かを目安としてください (利益面への影響額を見込んでいる場合は、3 0 % 未満の影響であるか否かも目安としてください。) 連結及び単体の双方について、記載するようにしてください。

特例．親会社と会社分割（共同新設分割及び吸収分割）を行う場合及び上場子会社と会社分割（共同新設分割及び吸収分割）を行う場合の取扱い

上場会社が親会社と会社分割（共同新設分割及び吸収分割）を行う場合及び上場子会社と会社分割（共同新設分割及び吸収分割）を行う場合は、上場会社において「a．上場会社が分割会社となる会社分割を行う場合」又は「b．上場会社が承継会社となる会社分割を行う場合」と同様の開示事項を開示してください。また、それに加えて、「1．分割の目的」欄に以下の開示事項も含めて記載してください。

なお、具体的な開示内容については、名証の上場管理担当者まで事前相談してください。

開示事項	開示・記載上の注意事項
a．割当株式数の公正性を担保するための措置	・割当株式数の公正性を担保するための措置の内容について、わかりやすく具体的に記載してください。 - 公正性を担保するための措置の例としては、当事会社双方がそれぞれ自らの株主のために算定機関を選定し、割当株式数に関する見解を記載した書面（公正性に関する評価を含む。）を取得することなどが考えられます。
b．利益相反を回避する措置	・上場会社における利益相反を回避する措置の内容について、わかりやすく具体的に記載してください。 - 利益相反を回避する措置の例としては、割当株式数の決定プロセスにおいて当該分割に利害関係をもたない社外監査役又は社外取締役が関与することや、割当株式数の決定を取締役会から独立した特別委員会の判断に委ねることなどが考えられます。

(3) その他の注意事項

- a 会社分割（人的分割）の場合で、上場契約を承継させようとするにより株券上場廃止基準に該当することとなるときは、上場廃止となる見込みがある旨及びその理由を記載してください（なお、具体的な開示内容については、名証の上場管理担当者まで事前相談してください）。また、新設会社又は承継会社となる非上場会社の名証への上場については、株券上場審査基準に係る審査を経て行われることとなります。詳細は、名証までお問合せください。
- b 上場会社が分割会社となる会社分割を行うとき又は非上場会社から事業を承継する会社分割を行うときには、適時開示規則の取扱い5.(3)の規定に基づき、別途「会社分割概要書」（「別添 適時開示に係る提出書類の様式」参照）の提出を義務付けています。ただし、所定の条件に該当する場合（分割又は承継する事業に係る財務諸表の提出を要しない場合であってかつ分割又は承継の相手会社の概要について詳細な内容の記載を要しない場合に限る）は、開示資料に上記開示項目のすべてについて記載されていることを条件として、当該概要書の提出を省略することが可能です。
- c 会社法第784条第3項、第796条第3項又は第805条の規定の適用を受けて会社分割を行う場合を除き、上場会社が会社分割を行う場合は、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識を有する者が割当株式数に関する見解を記載した書面を名証に提出していただくようお願いします。
- d 「会社の分割」に際して他の開示項目（例えば、「17. 子会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社の異動」）に関連する内容を伴う場合には、該当する項目についても参照してください。
- e 「会社の分割」については、株券上場廃止基準に係る審査の対象となる場合があります。詳細は「別添 1. 合併等に伴う実質存続性の喪失に係る上場廃止基準」を参照してください。
- f 会社分割にあたっては、開示関係の書面以外に別途名証へご提出いただく書類があります。詳細は「別添 名古屋証券取引所への提出書類について」を参照してください。

○ 株式交換

(1) 適時開示規則に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「株式交換」を行うことを決定した場合、適時開示規則（適時開示規則第2条第1項第1号fの2）に基づく開示が必要です。

なお、本開示項目について開示した後に、開示された内容に関して中止又は変更を決定した場合には「開示事項の中止・変更」としての開示が必要です。また、開示された内容について過誤や外部からの指摘により訂正が必要と判断した場合には、速やかに正しい内容を「開示事項の訂正」として開示することが必要です。

（注）簡易株式交換・略式株式交換に該当するものについても開示が必要です。

（参考）上記の適時開示義務の範囲と、内部者取引規制上の重要事実や臨時報告書の提出義務の範囲は異なる場合がありますので、ご注意ください。

(2) 開示事項

本項目に関する開示資料の作成にあたっては、次の枠内の区分に応じて、以下に掲げる所定の開示事項について記載するようお願いします。また、当該開示事項に限らず、この決定事項について投資者が適切に理解するために重要と判断される事項も記載するようにしてください。なお、所定の開示事項のうち、最初の公表時点において決定できない開示事項については、決定次第あらためて「開示事項の経過」として追加開示を行うようにしてください。

a．上場会社が株式交換完全親会社となる場合

a - 1．通常の場合

a - 2．開示内容を省略できる場合

b．上場会社が株式交換完全子会社となる場合

特例．親会社と株式交換を行う場合及び上場子会社と株式交換を行う場合の取扱い

a . 上場会社が株式交換完全親会社となる場合

a - 1 . 通常の場合

上場会社が株式交換完全親会社となる場合は、本項目「a - 1 . 通常の場合」に基づき開示してください。ただし、次のいずれかに該当する場合は、「a - 2 . 開示内容を省略できる場合」に基づき開示を行うことが可能です（アに該当するかどうか不明な場合は、「a - 1 . 通常の場合」に基づき開示してください。）。

ア . 株式交換完全子会社となる会社の最近事業年度の末日における総資産の額が株式交換完全親会社となる会社の最近事業年度の末日における純資産額の10%未満、かつ、株式交換完全子会社となる会社の最近事業年度の売上高が株式交換完全親会社となる会社の最近事業年度の売上高の3%未満であると見込まれる株式交換

イ . 連結子会社を完全子会社化する簡易株式交換

開示事項	開示・記載上の注意事項
1 . 株式交換の目的	・ 株式交換の目的について、わかりやすく具体的に記載してください。
2 . 株式交換の要旨	
(1) 株式交換の日程	・ 株式交換決議取締役会、株式交換契約締結、株主総会基準日、株式交換承認株主総会、株式交換の予定日（効力発生日）、株券交付日の日程を記載してください。 簡易株式交換の場合はその旨も記載してください。 略式株式交換の場合はその旨も記載してください。
(2) 株式交換比率	・ 株式交換比率を記載してください。 ・ 株式交換により交付する新株式数を記載してください。 株式交換に際して株式交換完全親会社となる会社が自己株式を交付する場合は、その旨及び交付する自己株式の数を記載してください。
(3) 株式交換比率の算定根拠等	・ 株式交換比率の算定根拠等として、「算定の基礎」、「算定の経緯」及び「算定機関との関係」を記載してください。 上場会社の株主にとっての比率の相当性の観点から説明するようにしてください。 及び の項目についてわかりやすく説明するために必要な場合には、及び の項目を一括で記載しても差し支えありません。
算定の基礎	・ 比率算定の概要（ 1、 2 ）を含め、比率を決定するに至った考え方についてわかりやすく具体的に記載してください。 1 具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由及び各算定方式の算定結果の数値（レンジ可）などをいいます。 2 市場株価法を用いた場合は、市場価格の計算対象期間及び当該期間を用いた理由、ディスカウント・キャッシュ・フロー法を用いた場合は、比率算定の前提とした利益計画で大幅な増減益を見込んでいるときは、利益計画の概要説明と増減益の要因（大幅な増減益を見込んでいないときは、その旨）など算定の前提条件を含むものとします。 [注] 「大幅な増減益」に該当するかどうかについては、当事会社それぞれについて株式交換後5事業年度において、各々の前事業年度と比較して、利益の増加又は減少見込み額が30%未満であるか否かを目安としてください。
算定の経緯	・ 算定の際に算定機関（「企業価値又は株価の評価に係る専門的知識を有する者」をいう。以下同じ。）の意見を聴取した場合には、当該意見を踏まえて株

開示事項	開示・記載上の注意事項
	式交換比率を決定するに至った経緯について、以下に掲げる内容を含め、わかりやすく具体的に記載してください。() a . 算定機関の名称 b . 算定機関の意見の概要 算定機関の意見を聴取しない場合は、その旨を記載してください。
算定機関との関係	・算定の際に算定機関の意見を聴取した場合において、当該算定機関が当事会社のいずれかの関連当事者(1)に該当するときは、当該算定機関から意見を聴取することとした理由及び関連当事者に該当する事由を記載してください(2)。 1 関連当事者とは、連結財務諸表等規則第2条第7号に定める関連当事者(連結子会社を含む。)又は財務諸表等規則第8条第16項に定める関連当事者をいいます。 2 関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載してください。 〔注〕算定機関以外の第三者の意見を聴取した場合は、これに準じて記載してください。
(4) 株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い	株式交換完全子会社が新株予約権及び新株予約権付社債を発行していない場合は、その旨を記載してください。
3 . 株式交換の当事会社の概要	・完全親会社となる会社・完全子会社となる会社それぞれについて記載してください。
(1) 商号	
(2) 事業内容	
(3) 設立年月日	
(4) 本店所在地	
(5) 代表者の役職・氏名	
(6) 資本金	
(7) 発行済株式数	
(8) 純資産	
(9) 総資産	
(10) 決算期	
(11) 従業員数	
(12) 主要取引先	
(13) 大株主及び持株比率	
(14) 主要取引銀行	
(15) 当事会社間の関係等	
資本関係	・最近日における当事会社間の出資の状況(間接保有分を含む。)を記載してください。該当がない場合は、その旨を記載してください。
人的関係	・最近日における当事会社間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載してください。該当がない場合は、その旨を記載してください。
取引関係	・最近に終了した事業年度における当事会社間の取引について概要を記載してください。該当がない場合は、その旨を記載してください。 ・最近に終了した事業年度における当事会社のグループ間の取引や当事会社の一方と他方の役員又は支配株主(議決権の過半数を有する株主をいいます。)との取引のうち重要な取引がある場合には、可能な範囲で記載してください。
関連当事者への該当状況	・最近に終了した事業年度の末日において、相手会社が上場会社の関連当事者(1)に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載してください(2)。なお、最近に終了した事業年度の末日以降に重要な変更があった場合には、その内容を記載してください。 1 関連当事者とは、連結財務諸表規則第2条第7号に定める関連当事者(連結子会社を含む。)又は財務諸表等規則第8条第16項に定める関連当事者

開示事項	開示・記載上の注意事項
	者をいいます。 2 関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載してください。
(16) 最近3年間の業績	・最近3年間の売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金、1株当たり純資産を記載してください。
4. 株式交換後の状況	・株式交換後の株式交換完全親会社について記載してください。
(1) 商号	
(2) 事業内容	
(3) 本店所在地	
(4) 代表者の役職・氏名	
(5) 資本金	
(6) 純資産	
(7) 総資産	
(8) 決算期	
(9) 会計処理の概要	・該当することが見込まれる会計上の分類（取得、持分の結合、共同支配企業の形成、共通支配下の取引の別）のれんが発生する見込みである場合にはその概算金額及び償却年数の見込みなど会計処理の概要を記載してください。 のれんが少額である場合、その旨を記載することでも差し支えありません。 連結及び単体の双方について、記載するようにしてください。
(10) 株式交換による業績への影響の見通し	・株式交換による株式交換完全親会社の業績への影響の見通しについて、売上高の増加見込み額を記載するなど、わかりやすく具体的に記載してください。 株式交換による株式交換完全親会社の業績への影響が軽微な場合は、その旨を記載することでも差し支えありません。 [注]「業績への影響が軽微な場合」に該当するかどうかについては、株式交換による売上高の増加見込み額が、最近に終了した連結会計年度（事業年度）の売上高の10%未満であるか否かを目安としてください（利益面への影響額を見込んでいる場合は、30%未満の影響であるか否かも目安としてください。） 連結及び単体の双方について、記載するようにしてください。

a - 2 . 開示内容を省略できる場合

上場会社が株式交換完全親会社となる場合、かつ、次のいずれかに該当する場合は、本項目「a - 2 . 開示内容を省略できる場合」に基づき開示を行うことが可能です（アに該当するかどうか不明な場合は、「a - 1 . 通常の場合」に基づき開示してください。）

ア．株式交換完全子会社となる会社の最近事業年度の末日における資産の額が当該株式交換完全親会社の最近事業年度の末日における純資産額の10%以上に相当する場合又は当該株式交換完全子会社となる会社の最近事業年度の売上高が当該株式交換完全親会社の最近事業年度の売上高の3%以上に相当する場合

イ．連結子会社を完全子会社化する簡易株式交換

開示事項	開示・記載上の注意事項
1 . 株式交換の目的	・ 株式交換の目的について、わかりやすく具体的に記載してください。
2 . 株式交換の要旨	
（1）株式交換の日程	・ 株式交換決議取締役会、株式交換契約締結、株主総会基準日、株式交換承認株主総会、株式交換の予定日（効力発生日）、株券交付日の日程を記載してください。 簡易株式交換の場合はその旨も記載してください。 略式株式交換の場合はその旨も記載してください。
（2）株式交換比率	・ 株式交換比率を記載してください。 ・ 株式交換により交付する新株式数を記載してください。 株式交換に際して株式交換完全親会社となる会社が自己株式を交付する場合は、その旨及び交付する自己株式の数を記載してください。
（3）株式交換比率算定の考え方	・ 株式交換比率算定の考え方について、わかりやすく記載してください。 比率算定の前提として、大幅な増減益となることや資産、負債の金額が直近の財務諸表と比べて大きく異なることなどを見込んでいるときは、利益計画の概要説明と増減益の要因（大幅な増減益を見込んでいないときは、その旨）など算定の前提条件、具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由及び各算定方式の算定結果の数値（レンジ可）を含む比率算定の概要を含め、比率を決定するに至った考え方についてわかりやすく具体的に記載してください。
（4）株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い	株式交換完全子会社が新株予約権及び新株予約権付社債を発行していない場合は、その旨を記載してください。
3 . 株式交換の当事会社の概要	・ 完全親会社となる会社・完全子会社となる会社それぞれについて記載してください。
（1）商号	
（2）事業内容	
（3）設立年月日	
（4）本店所在地	
（5）代表者の役職・氏名	
（6）資本金	
（7）発行済株式数	
（8）純資産	
（9）総資産	
（10）決算期	
（11）大株主及び持株比率	
4 . 株式交換後の状況	

開示事項	開示・記載上の注意事項
(1) 商号	
(2) 事業内容	
(3) 本店所在地	
(4) 代表者の役職・氏名	
(5) 資本金	
(6) 決算期	
(7) 株式交換による業績への影響の見通し	・株式交換による株式交換完全親会社の業績への影響の見通しについては、影響が軽微である旨を記載してください。ただし、株式交換による株式交換完全親会社の業績への影響が軽微ではない場合は、売上高の増加見込み額を記載するなど、わかりやすく具体的に記載してください。 株式交換による株式交換完全親会社の業績への影響が軽微な場合は、その旨を記載することでも差し支えありません。 [注] 「業績への影響が軽微な場合」に該当するかどうかについては、株式交換による売上高の増加見込額が、最近に終了した連結会計年度（事業年度）の売上高の 10 % 未満であるか否かを目安としてください（利益面への影響額を見込んでいる場合は、30 % 未満の影響であるか否かも目安としてください。）。 連結及び単体の双方について、記載するようにしてください。

ｂ．上場会社が株式交換完全子会社となる場合

上場会社が株式交換完全子会社となる場合は、原則として、「a - 1．通常の場合」と同様の開示事項を開示してください。また、それに加えて、「1．株式交換の目的」欄に、以下の開示事項（なお、株式交換の対価が上場株式（名証以外の証券取引所に上場している株式を含む。）である場合には、「a．上場廃止となる見込みがある旨」のみ）も含めて記載してください。

なお、具体的な開示内容については、名証の上場管理担当者まで事前相談してください。

開示事項	開示・記載上の注意事項
a．上場廃止となる見込みがある旨	・ 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由を記載してください。 株式交換完全親会社が株券上場審査基準第4条第5項又は第6条第4項に係る上場申請を行う予定がある場合にはその旨も記載してください。
b．上場廃止を目的とする理由	・ 上場廃止を目的とする理由について、わかりやすく具体的に記載してください。また、また、少数株主への影響及びそれに対する考え方についても記載してください。
c．株式交換比率の公正性を担保するための措置	・ 株式交換比率の公正性を担保するための措置の内容について、わかりやすく具体的に記載してください。 公正性を担保するための措置の例としては、当事会社が自らの株主のために算定機関を選定し、株式交換比率に関する見解を記載した書面（公正性に関する評価を含む。）を取得することなどが考えられます。

特例．親会社と株式交換を行う場合及び上場子会社と株式交換を行う場合の取扱い

上場会社が親会社と株式交換を行う場合及び上場子会社と株式交換を行う場合は、上場会社において「a - 1．通常の場合」又は「b．上場会社が株式交換完全子会社となる場合」と同様の開示事項を開示してください。また、それに加えて、「1．株式交換の目的」欄に以下の開示事項も含めて記載してください。

なお、具体的な開示内容については、名証の上場管理担当者まで事前相談してください。

開示事項	開示・記載上の注意事項
a．株式交換比率の公正性を担保するための措置	・ 株式交換比率の公正性を担保するための措置の内容について、わかりやすく具体的に記載してください。 公正性を担保するための措置の例としては、当事会社双方がそれぞれ自らの株主のために算定機関を選定し、株式交換比率に関する見解を記載した書面（公正性に関する評価を含む。）を取得することなどが考えられます。
b．利益相反を回避する措置	・ 上場会社における利益相反を回避する措置の内容について、わかりやすく具体的に記載してください。 利益相反を回避する措置の例としては、株式交換比率の決定プロセスにおいて当該株式交換に利害関係をもたない社外監査役又は社外取締役が関与することや、株式交換比率の決定を取締役会から独立した特別委員会の判断に委ねることなどが考えられます。

(3) その他の注意事項

- a 公開買付けの後の株式交換など二段階買収の場合については、株式交換を決定した時点において、本項目に基づく開示が必要ですが、公開買付けを決定した時点における開示については、「○ 公開買付け又は自己株式の公開買付け」を参照してください。
- b 株式交換の相手会社が非上場会社である場合には、適時開示規則の取扱い5.(3)の規定に基づき、別途「非上場会社の概要書」(「別添 適時開示に係る提出書類の様式」参照)の提出を義務付けています。ただし、「非上場会社の概要書」の様式イに該当する場合は、開示資料に上記開示項目のすべてについて記載されていることを条件として、当該概要書の提出を省略することが可能です。
- c 会社法第796条第3項の規定の適用を受けて株式交換する場合(簡易株式交換の場合)を除き、上場会社が株式交換を行う場合は、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識を有する者が株式交換比率に関する見解を記載した書面を名証に提出していただくようお願いします。
- d 他の会社を完全子会社とする株式交換については、株券上場廃止基準に係る審査の対象となる場合があります(詳細は「別添 1. 合併等に伴う実質的存続性の喪失に係る上場廃止基準」を参照してください。)
- e 非上場会社が完全親会社となる株式交換を実施した場合の当該完全親会社の名証への上場については、株券上場審査基準に係る審査を経て行われることとなります。詳細は、名証までお問合せください。
- f 株式交換にあたっては、開示関係の書面以外に別途名証へご提出いただく書類があります。詳細は「別添 名古屋証券取引所への提出書類について」を参照してください。

○ 株式移転

(1) 適時開示規則に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「株式移転」を行うことを決定した場合、適時開示規則（適時開示規則第2条第1項第1号fの3）に基づく開示が必要です。

なお、本開示項目について開示した後に、開示された内容に関して中止又は変更を決定した場合には「開示事項の中止・変更」としての開示が必要です。また、開示された内容について過誤や外部からの指摘により訂正が必要と判断した場合には、速やかに正しい内容を「開示事項の訂正」として開示することが必要です。

（参考）上記の適時開示義務の範囲と、内部者取引規制上の重要事実や臨時報告書の提出義務の範囲は異なる場合がありますので、ご注意ください。

(2) 開示事項

本項目に関する開示資料の作成にあたっては、次の枠内の区分に応じて、以下に掲げる所定の開示事項について記載するようお願いします。また、当該開示事項に限らず、この決定事項について投資者が適切に理解するために重要と判断される事項も記載するようにしてください。なお、所定の開示事項のうち、最初の公表時点において決定できない開示事項については、決定次第あらためて「開示事項の経過」として追加開示を行うようにしてください。

a．上場会社が他社と共同で株式移転を行う場合

b．上場会社が単独で株式移転を行う場合

特例．親会社と共同で株式移転を行う場合及び上場子会社と共同で株式移転を行う場合の取扱い

a . 上場会社が他社と共同で株式移転を行う場合

上場会社が他社と共同で株式移転を行う場合は、本項目「a . 上場会社が他社と共同で株式移転を行う場合」に基づき開示してください。

なお、具体的な開示内容については、名証の上場管理担当者まで事前相談してください。

開示事項	開示・記載上の注意事項
1 . 株式移転の目的	・株式移転の目的について、わかりやすく具体的に記載してください。 ・上場会社为上場廃止となり、株式移転により新たに設立する完全親会社が、新規上場申請する予定がある旨を記載してください。
2 . 株式移転の要旨	
(1) 株式移転の日程	・株式移転決議取締役会、株主総会基準日、株式移転承認株主総会、上場廃止日、新会社設立登記日（効力発生日）、新会社上場日、株券交付日の日程を記載してください。
(2) 株式移転比率	・株式移転比率を記載してください。 ・株式移転により交付する新株式数を記載してください。
(3) 株式移転比率の算定根拠等	・株式移転比率の算定根拠等として、「算定の基礎」、「算定の経緯」及び「算定機関との関係」を記載してください。 - 上場会社の株主にとっての比率の相当性の観点から説明するようにしてください。 - 及び の項目についてわかりやすく説明するために必要な場合には、及び の項目を一括で記載しても差し支えありません。
算定の基礎	・比率算定の概要（ 1、 2 ）を含め、比率を決定するに至った考え方についてわかりやすく具体的に記載してください。 1 具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由及び各算定方式の算定結果の数値（レンジ可）などをいいます。 2 市場株価法を用いた場合は、市場価格の計算対象期間及び当該期間を用いた理由、ディスカウント・キャッシュ・フロー法を用いた場合は、比率算定の前提とした利益計画で大幅な増減益を見込んでいるときは、利益計画の概要説明と増減益の要因（大幅な増減益を見込んでいないときは、その旨）など算定の前提条件を含むものとします。 [注]「大幅な増減益」に該当するかどうかについては、当事会社それぞれについて株式移転後5事業年度において、各々の前事業年度と比較して、利益の増加又は減少見込み額が30%未満であるか否かを目安としてください。
算定の経緯	・算定の際に算定機関（「企業価値又は株価の評価に係る専門的知識を有する者」をいう。以下同じ。）の意見を聴取した場合には、当該意見を踏まえて株式移転比率を決定するに至った経緯について、以下に掲げる内容を含め、わかりやすく具体的に記載してください。（ ） - a . 算定機関の名称 - b . 算定機関の意見の概要 - 算定機関の意見を聴取しない場合は、その旨を記載してください。
算定機関との関係	・算定の際に算定機関の意見を聴取した場合において、当該算定機関が当事会社のいずれかの関連当事者（ 1 ）に該当するときは、当該算定機関から意見を聴取することとした理由及び関連当事者に該当する事由を記載してください（ 2 ）。 1 関連当事者とは、連結財務諸表等規則第2条第7号に定める関連当事者（連結子会社を含む。）又は財務諸表等規則第8条第16項に定める関連当事者をいいます。 2 関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載してください。 [注]算定機関以外の第三者の意見を聴取した場合は、これに準じて記載してください。
(4) 完全子会社となる会社の新株	完全子会社となる会社が新株予約権及び新株予約権付社債を発行していない

開示事項	開示・記載上の注意事項
予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い	場合は、その旨を記載してください。
3. 株式移転の当事会社の概要	・ 上場会社及び共同で株式移転を行う会社について記載してください。
(1) 商号	
(2) 事業内容	
(3) 設立年月日	
(4) 本店所在地	
(5) 代表者の役職・氏名	
(6) 資本金	
(7) 発行済株式数	
(8) 純資産	
(9) 総資産	
(10) 決算期	
(11) 従業員数	
(12) 主要取引先	
(13) 大株主及び持株比率	
(14) 主要取引銀行	
(15) 当事会社間の関係等	
資本関係	・ 最近日における当事会社間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載してください。該当がない場合は、その旨を記載してください。
人的関係	・ 最近日における当事会社間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載してください。該当がない場合は、その旨を記載してください。
取引関係	・ 最近に終了した事業年度における当事会社間の取引について概要を記載してください。該当がない場合は、その旨を記載してください。 ・ 最近に終了した事業年度における当事会社のグループ間の取引や当事会社の一方と他方の役員又は支配株主（議決権の過半数を有する株主をいいます。）との取引のうち重要な取引がある場合には、可能な範囲で記載してください。
関連当事者への該当状況	・ 最近に終了した事業年度の末日において、相手会社が上場会社の関連当事者（1）に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載してください（2）。なお、最近に終了した事業年度の末日以降に重要な変更があった場合には、その内容を記載してください。 1 関連当事者とは、連結財務諸表規則第2条第7号に定める関連当事者（連結子会社を含む。）又は財務諸表等規則第8条第16項に定める関連当事者をいいます。 2 関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載してください。
(16) 最近3年間の業績	・ 最近3年間の売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金、1株当たり純資産を記載してください。
4. 株式移転により新たに設立する会社の状況	・ 株式移転により新たに設立する会社について記載してください。
(1) 商号	
(2) 事業内容	
(3) 本店所在地	
(4) 代表者及び役員の就任予定	・ 代表者及び役員について、就任予定者を記載してください。
(5) 資本金	
(6) 純資産	
(7) 総資産	
(8) 決算期	
(9) 会計処理の概要	・ 該当することが見込まれる会計上の分類（取得、持分の結合、共同支配企業の形成、共通支配下の取引の別）のれんが発生する見込みである場合にはその概算金額及び償却年数の見込みなど会計処理の概要を記載してください。

開示事項	開示・記載上の注意事項
(10) 株式移転による業績への影響の見通し	のれんが少額である場合、その旨を記載することでも差し支えありません。連結及び単体の双方について、記載するようにしてください。 ・株式移転により新たに設立する会社の業績への影響がある場合には、その見通しについて、売上高の増加見込み額を記載するなど、わかりやすく具体的に記載してください。 株式移転による業績への影響が軽微な場合は、その旨を記載することでも差し支えありません。 〔注〕「業績への影響が軽微な場合」に該当するかどうかについては、株式移転による売上高の増加見込み額が、最近に終了した連結会計年度（事業年度）の売上高の10%未満であるか否かを目安としてください（利益面への影響額を見込んでいる場合は、30%未満の影響であるか否かも目安としてください。） 連結及び単体の双方について、記載するようにしてください。

b．上場会社が単独で株式移転を行う場合

上場会社が単独で株式移転を行う場合は、本項目「b．上場会社が単独で株式移転を行う場合」に基づき開示してください。

なお、具体的な開示内容については、名証の上場管理担当者まで事前相談してください。

開示事項	開示・記載上の注意事項
1．株式移転の目的	・株式移転の目的について、わかりやすく具体的に記載してください。 ・上場会社が上場廃止となり、株式移転により新たに設立する完全親会社が、新規上場申請する予定がある旨を記載してください。
2．株式移転の要旨	
(1) 株式移転の日程	・株式移転決議取締役会、株主総会基準日、株式移転承認株主総会、上場廃止日、新会社設立登記日（効力発生日）、新会社上場日、株券交付日の日程を記載してください。
(2) 株式移転比率	・株式移転比率を記載してください。 ・株式移転により交付する新株式数を記載してください。
(3) 完全子会社となる会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い	完全子会社となる会社が新株予約権及び新株予約権付社債を発行していない場合は、その旨を記載してください。
3．株式移転の当事会社の概要	・上場会社について記載してください。
(1) 商号	
(2) 事業内容	
(3) 設立年月日	
(4) 本店所在地	
(5) 代表者の役職・氏名	
(6) 資本金	
(7) 発行済株式数	
(8) 純資産	
(9) 総資産	
(10) 決算期	
(11) 従業員数	
(12) 主要取引先	
(13) 大株主及び持株比率	
(14) 主要取引銀行	
(15) 最近3年間の業績	・最近3年間の売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金、1株当たり純資産を記載してください。
4．株式移転により新たに設立する会社の状況	・株式移転により新たに設立する会社について記載してください。
(1) 商号	
(2) 事業内容	
(3) 本店所在地	
(4) 代表者及び役員の就任予定	・代表者及び役員について、就任予定者を記載してください。
(5) 資本金	
(6) 決算期	
(7) 会計処理の概要	・該当することが見込まれる会計上の分類（取得、持分の結合、共同支配企業の形成、共通支配下の取引の別）のれんが発生する見込みである場合にはその概算金額及び償却年数の見込みなど会計処理の概要を記載してください。のれんが少額である場合、その旨を記載することでも差し支えありません。連結及び単体の双方について、記載するようにしてください。

特例．親会社と共同で株式移転を行う場合及び上場子会社と共同で株式移転を行う場合の取扱い

上場会社が親会社と共同で株式移転を行う場合及び上場子会社と共同で株式移転を行う場合は、上場会社において「a．上場会社が他社と共同で株式移転を行う場合」と同様の開示事項を開示してください。また、それに加えて、「1．株式移転の目的」欄に以下の開示事項も含めて記載してください。

なお、具体的な開示内容については、名証の上場管理担当者まで事前相談してください。

開示事項	開示・記載上の注意事項
a．株式移転比率の公正性を担保するための措置	・株式移転比率の公正性を担保するための措置の内容について、わかりやすく具体的に記載してください。 公正性を担保するための措置の例としては、当事会社双方がそれぞれ自らの株主のために算定機関を選定し、株式移転比率に関する見解を記載した書面（公正性に関する評価を含む。）を取得することなどが考えられます。
b．利益相反を回避する措置	・上場会社又は上場子会社における利益相反を回避する措置の内容について、わかりやすく具体的に記載してください。 利益相反を回避する措置の例としては、株式移転比率の決定プロセスにおいて当該株式移転に利害関係をもたない社外監査役又は社外取締役が関与することや、株式移転比率の決定を取締役会から独立した特別委員会の判断に委ねることなどが考えられます。

(3) その他の注意事項

- a 上場会社が株式移転を行う場合に、新設会社が新規上場申請を行わないときは、具体的な開示内容について、名証の上場管理担当者まで事前相談してください。[naitom13]
- b 株式移転の相手会社が非上場会社である場合には、適時開示規則の取扱い5.(3)の規定に基づき、別途「非上場会社の概要書」(「別添 適時開示に係る提出書類の様式」参照)の提出を義務付けています。ただし、「非上場会社の概要書」の様式イに該当する場合は、開示資料に上記開示項目のすべてについて記載されていることを条件として、当該概要書の提出を省略することが可能です。
- c 上場会社が株式移転を行う場合は、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識を有する者が株式移転比率に関する見解を記載した書面を名証に提出していただくようお願いします。
- d 株式移転によって新たに設立される完全親会社の名証への上場については、株券上場審査基準に係る審査を経て行われることとなります。詳細は、名証までお問合せください。
- e 株式移転にあたっては、開示関係の書面以外に別途名証へご提出いただく書類があります。詳細は「別添 名古屋証券取引所への提出書類について」を参照してください。

○ 公開買付け又は自己株式の公開買付け

(1) 適時開示規則に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「公開買付け又は自己株式の公開買付け」を行うことを決定した場合、適時開示規則（適時開示規則第2条第1項第1号s）に基づく開示が必要です。

なお、本開示事項について開示した後に、開示された内容に関して中止又は変更を決定した場合には「開示事項の中止・変更」としての開示が必要です。また、開示された内容について過誤や外部からの指摘により訂正が必要と判断した場合には、速やかに正しい内容を「開示事項の訂正」として開示することが必要です。

（参考）

- 1．公開買付けとは、証券取引法第27条の2第1項に規定する公開買付けをいいます。
- 2．自己株式の公開買付けとは、証券取引法第27条の22の2第1項に規定する公開買付けをいいます。
- 3．上記の適時開示義務の範囲と、内部者取引規制上の重要事実や臨時報告書の提出義務の範囲は異なる場合がありますので、ご注意ください。

(2) 開示事項

本項目に関する開示資料の作成にあたっては、次の枠内の区分に応じて、以下に掲げる所定の開示事項について記載するようお願いします。また、当該開示事項に限らず、この決定事項について投資者が適切に理解するために重要と判断される事項は記載するようにしてください。なお、所定の開示事項のうち、最初の公表時点において決定できない開示事項については、決定次第あらためて「開示事項の経過」として追加開示を行うようにしてください。

a．他社の株券等の公開買付けを行う場合（次の各時点で開示してください。）

- a - 1．公開買付開始の決定時の開示
- a - 2．対象者からの意見表明報告書による質問に対する回答の決定時の開示
- a - 3．公開買付終了時の開示

特例．上場廃止を目的とする公開買付けを行う場合及び上場子会社に対する公開買付けを行う場合の取扱い

- 特例 - 1．上場廃止を目的とする公開買付けを行う場合
- 特例 - 2．上場子会社に対する公開買付けを行う場合

b．自己株式の公開買付けを行う場合（次の各時点で開示してください。）

- b - 1．自己株式の公開買付開始の決定時の開示
- b - 2．自己株式の公開買付終了時の開示

a．他社の株券等の公開買付けを行う場合

a - 1．公開買付開始の決定時の開示

上場会社が他社の株券等の公開買付けの開始を決定した場合は、本項目「a - 1．公開買付開始の決定時の開示」に基づき開示してください。

公開買付期間の延長や買付け等の条件の変更を行う場合には、「(1)適時開示規則に基づく開示義務」記載のとおり、その内容について「開示事項の変更」としての開示が必要ですので、ご留意ください。

開示事項	開示・記載上の注意事項
1．買付け等の目的	・買付け等の目的について、公開買付届出書と同等の内容を含め、わかりやすく具体的に記載してください。 公開買付届出書の記載上の注意〔抜粋〕（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（以下「公開買付開示府令」という。）参照） a．支配権取得又は経営参加を目的とする場合には、支配権取得又は経営参加の方法及び支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画について具体的に記載すること。 組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他対象者の経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性も記載すること。 b．純投資又は政策投資を目的とする場合には、株券等を取得した後の当該株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針並びにそれらの理由を記載し、長期的な資本提携を目的とする政策投資として買付け等を行う場合には、その必要性を具体的に記載すること。 c．買付け等の後、当該株券等の発行者の株券等を更に取得する予定の有無、その理由及びその内容を具体的に記載すること。 d．株券等を取得した後、第三者に譲渡することを目的とする場合には、当該第三者について「第2 公開買付者の状況」に掲げる事項と同一の事項（「1 会社の場合」の「 経理の状況」を除く。）を記載するとともに、当該第三者の公開買付者との関係、譲受けの目的及び開示日において所有する当該株券等の数を記載すること。 e．買付け等の後、当該株券等の発行者の株券等が上場廃止又は店頭登録の廃止となる見込みがある場合には、その旨及びその理由について具体的に記載すること。 〔注〕買付予定の株券等の数に上限を付さない場合においても、e に関する事項を記載していただくことが望まれます。
2．買付け等の概要	
（1）対象者の概要	
商号	
事業内容	
設立年月日	
本店所在地	
代表者の役職・氏名	
資本金	
大株主及び持株比率	
買付者と対象者の関係等	
イ．資本関係	・最近日における当事会社間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載してください。該当がない場合は、その旨を記載してください。

開示事項	開示・記載上の注意事項
ロ．人的関係	・ 最近日における当事会社間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載してください。該当がない場合は、その旨を記載してください。
ハ．取引関係	・ 最近に終了した事業年度における当事会社間の取引について概要を記載してください。該当がない場合は、その旨を記載してください。 ・ 最近に終了した事業年度における当事会社のグループ間の取引や当事会社の一方と他方の役員又は支配株主（議決権の過半数を有する株主をいいます。）との取引のうち重要な取引がある場合には、可能な範囲で記載してください。
二．関連当事者への該当状況	・ 最近に終了した事業年度の末日において、相手会社が上場会社の関連当事者（１）に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載してください（２）。なお、最近に終了した事業年度の末日以降に重要な変更があった場合には、その内容を記載してください。 １ 関連当事者とは、連結財務諸表規則第２条第７号に定める関連当事者（連結子会社を含む。）又は財務諸表等規則第８条第１６項に定める関連当事者をいいます。 ２ 関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載してください。
（２）買付け等の期間	
届出当初の買付け等の期間	・ 届出当初の公開買付期間を記載してください。
対象者の請求に基づく延長の可能性の有無	・ 公開買付届出書と同等の内容を記載してください。 公開買付届出書の記載上の注意〔抜粋〕（公開買付開示府令参照） ・ 証券取引法第２７条の１０第３項の規定により当該公開買付けの期間が延長される可能性がある場合に、例えば「証券取引法第２７条の１０第３項の規定により、公開買付対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は３０営業日、公開買付期間は○月○日までとなります。」等詳細に記載し、延長される可能性がない場合には「該当事項なし」と記載すること。
（３）買付け等の価格	・ １株あたりの公開買付価格を記載してください。 ・ 有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載してください。
（４）買付け等の価格の算定根拠等	
算定の基礎	・ 公開買付届出書と同等の内容を記載してください。 公開買付届出書の記載上の注意〔抜粋〕（公開買付開示府令参照） ・ 買付価格の算定根拠を具体的に記載し、買付価格が時価と異なる場合や当該買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載すること。 ・ 株券等の種類に応じた公開買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容を具体的に記載すること。
算定の経緯	・ 公開買付届出書と同等の内容を記載してください。 公開買付届出書の記載上の注意〔抜粋〕（公開買付開示府令参照） ・ 算定の際に第三者〔注〕の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯を具体的に記載すること。 〔注〕意見を聴取する第三者としては、算定機関（「企業価値又は株価の評価に係る専門的知識を有する者」をいう。以下同じ。）であることが一般的です。 第三者の意見を聴取しない場合は、その旨を記載してください。
算定機関との関係	・ 算定の際に算定機関の意見を聴取した場合において、当該算定機関が当事会社のいずれかの関連当事者（１）に該当するときは、当該算定機関から意見を聴取することとした理由及び関連当事者に該当する事由を記載してください（２） １ 関連当事者とは、連結財務諸表等規則第２条第７号に定める関連当事者

開示事項	開示・記載上の注意事項
	(連結子会社を含む。)又は財務諸表等規則第8条第16項に定める関連当事者をいいます。 2 関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載してください。 〔注〕算定機関以外の第三者の意見を聴取した場合は、これに準じて記載してください。
(5) 買付予定の株券等の数	株券等の種類毎に記載してください。なお、株券以外のものについては、株式に換算した買付予定数及び株式に換算した超過予定数を記載してください。
買付予定数	
超過予定数	
(6) 買付け等による株券等所有割合の異動	
買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	- 公開買付開始公告日現在の数を記載してください。 - 特別関係者の所有株券等がある場合には、買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数も記載してください。
買付け等前における株券等所有割合	公開買付開始公告日現在の数を記載してください。
買付予定の株券等に係る議決権の数	
買付け等後における株券等所有割合	
対象者の総株主の議決権の数	
(7) 買付代金	- 公開買付届出書と同等の内容を記載してください。 - 公開買付届出書の記載上の注意〔抜粋〕(公開買付開示府令参照) 「買付代金」欄には、買付価格に買付予定数と超過予定数との合計を乗じて得た金額を記載すること。なお、有価証券等を買付け等の対価とする場合で、その交換に係る差金として金銭を交付するときは、当該金銭の総額を記載すること。 - 金銭以外の対価がある場合には、金銭以外の対価の種類及び金銭以外の対価の総数も記載してください。
(8) 決済の方法	- 公開買付届出書と同等の内容を記載してください。 - 公開買付届出書の記載上の注意〔抜粋〕(公開買付開示府令参照) 「決済の方法」欄には、買付代金を支払い、又は対価として有価証券等を引き渡す際に買付け等の通知書を提示を求めると等決済の方法を具体的に記載すること。
買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地	
決済の開始日	
決済の方法	
(9) その他買付け等の条件及び方法	- 公開買付届出書と同等の内容を記載してください。 - 公開買付届出書の記載上の注意〔抜粋〕(公開買付開示府令参照) a. 「法27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」には当該条件の有無及び内容を記載すること。なお、第32条第1項に規定する方法により計算した数の合計と買付け等をする株券等の総数とが異なる場合には、その異なる数の処理について特に詳細に記載すること。 b. 「公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」には、令第14条第1項各号に掲げる条件の有無及び内容並びに同条第2項に定める事項が発生した場合には撤回等を行うことがある旨を記載するとともに、撤回等の公告又は公表の方法を記載すること。 c. 「買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法」には、法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が株式の分割その他の政令で定める行為を行った場合には買付け等の価格の引下げを行うことがある旨の条件の有無及び内容を記載するとともに、引き下げた場合の公告及び公表の方法を記載すること。 d. 「応募株主等の解除権についての事項」には、法第27条の12の規定の内容をわかりやすく記載すること。

開示事項	開示・記載上の注意事項
	e. 「買付条件等の変更をした場合の開示方法」には、買取条件等を変更することがある場合にはその旨を記載するとともに、買取条件等の変更の方法及び変更前に応募した者の取扱いについて記載すること。 f. 「訂正届出書を提出した場合の開示方法」には、訂正届出書を提出した場合における公告の方法及び公開買付説明書の訂正方法について記載すること。 g. 「公開買付けの結果の開示の方法」には、公開買付期間の末日の翌日に公告又は公表を行う旨及びその方法について記載すること。
(10) 公開買付開始公告日	
(11) 公開買付代理人	
3. その他	
(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容	・ 公開買付届出書と同等の内容を記載してください。 公開買付届出書の記載上の注意〔抜粋〕(公開買付開示府令参照) ・ 公開買付者と対象者又はその役員との間の、公開買付けによる株券等の買付け等、買付け後の重要な資産の譲渡等に関する合意の有無及びその内容を記載するとともに、公開買付者が当該役員に利益の供与を約した場合には、その内容を記載すること。
(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報	・ 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報を記載してください。

a - 2 . 対象者からの意見表明報告書による質問に対する回答の決定時の開示

上場会社が生社の株券等の公開買付けを行っている際、対象者からの意見表明報告書による質問に対する回答を決定した場合は、本項目「a - 2 . 対象者からの意見表明報告書による質問に対する回答の決定時の開示」に基づき開示してください。

開示事項	開示・記載上の注意事項
1 . 対象者の名称	
2 . 質問に対する回答	・意見表明報告書に記載された質問とそれに対する回答を記載してください。 また、回答に至った経緯を時系列に記載してください。なお、意見表明においてなされた質問に対して回答する必要があると認めた場合には、その理由を詳細に記載してください。

証券取引法第 27 条の 10 に規定する対質問回答報告書による回答以外に、公開買付けに係る対象者からの質問に対する回答等を行う場合は、投資者が買付け等への応募の是非を判断するために情報提供することが有用な情報については、適時適切に開示することが望めます。

a - 3 . 公開買付終了時の開示

上場会社による他社の株券等の公開買付けが終了した場合は、本項目「a - 3 . 公開買付終了時の開示」に基づき開示してください。

開示事項	開示・記載上の注意事項
1 . 公開買付けの概要	・ (1) ~ (4) について、公開買付開始の決定時の公表内容（その後、買付条件等の変更を行っている場合は、変更後の内容）を記載してください。
(1) 対象者の名称	
(2) 買付予定の株券等の数	・ 株券等の種類毎に記載してください。なお、株券以外のものについては、株式に換算した買付予定数及び 株式に換算した超過予定数を記載してください。
買付予定数	
超過予定数	
(3) 買付け等の期間	
(4) 買付け等の価格	・ 1 株あたりの公開買付価格を記載してください。 ・ 有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載してください。
2 . 買付け等の結果	
(1) 応募の状況	・ 株券等種類毎に株式に換算した買付予定数、超過予定数、応募数及び買付数を記載してください。
(2) 買付け等を行った後における株券等所有割合	・ 買付け等前及び買付け等後における公開買付者及び特別関係者の所有株券等に係る議決権の数及び株券等所有割合を記載してください。
(3) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算	・ あん分比例方式により買付け等を行う場合に、その計算方法、計算過程及び計算の結果について詳細に記載してください。
(4) 買付け等に要する資金	・ 買付け等に要する資金等の合計のほか、買付代金、金銭以外の対価の種類、金銭以外の対価の総数を記載してください。
(5) 決済の方法	・ 公開買付届出書と同等の内容を記載してください。 公開買付届出書の記載上の注意 [抜粋] (公開買付開示府令参照) ・ 「決済の方法」欄には、買付代金を支払い、又は対価として有価証券等を引き渡す際に買付け等の通知書を提示を求めると等決済の方法を具体的に記載すること。
買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地	
決済の開始日	
決済の方法	
3 . 本公開買付けによる業績への影響の見通し	・ 本公開買付けによる公開買付者の業績への影響の見通しについて、売上高の増加見込み額などを記載するなど、わかりやすく具体的に記載してください。 本公開買付けによる公開買付者の業績への影響が軽微な場合は、その旨を記載することでも差し支えありません。 [注] 「業績への影響が軽微な場合」に該当するかどうかについては、合併による売上高の増加見込み額が、最近に終了した連結会計年度（事業年度）の売上高の 10 % 未満であるか否かを目安としてください（利益面への影響額を見込んでいる場合は、30 % 未満の影響であるか否かも目安としてください。） 連結及び単体の双方について、記載してください。
4 . 本公開買付け後の方針等	・ 本公開買付け後の方針等について、わかりやすく具体的に記載してください。

特例．上場廃止を目的とする公開買付けを行う場合及び上場子会社に対する公開買付けを行う場合の取扱い

特例 - 1．上場廃止を目的とする公開買付けを行う場合

上場会社を対象者の上場廃止を目的とする公開買付けを行う場合には、「a - 1．公開買付開始の決定時の開示」と同様の開示事項を開示してください。また、それに加えて、以下の開示事項も記載してください。

なお、具体的な開示内容については、名証の上場管理担当者まで事前相談してください。

開示事項	開示・記載上の注意事項
a．上場廃止となる見込みがある旨	・上場廃止となる見込みがある旨及びその理由を記載してください。原則として、「1．公開買付けの目的」の項目に含めて記載してください。
b．上場廃止を目的とする理由	・上場廃止を目的とする公開買付けを行う理由について、わかりやすく具体的に記載してください。また、また、少数株主への影響及びそれに対する考え方についても記載してください。原則として、「1．公開買付けの目的」の項目に含めて記載してください。
c．公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項	・公開買付開始前の、公開買付者と対象者の株主の間における、公開買付けへの応募に係る重要な合意（既所有分の株券等に加えて合意分の株券等の買付けをしたと仮定して算出した「株券等所有割合」が3分の2以上となるものをいう。）の有無について、記載してください。
d．いわゆる二段階買収に関する事項	・買付け等の後、株式交換等の行為を行うことにより、上場会社を完全を買収する予定がある場合には、その旨及び予定している二段階目の株式交換等の行為に関して、原則として、以下の事項を記載することが望まれます。 ・二段目の株式交換その他の行為の予定時期 ・完全を買収する手段及びその対価 ・一段目（公開買付け）の買付価格と二段目（株式交換等の行為）の対価に差がある場合はその内容及び差額を設ける理由 二段階買収については、一段目・二段目それぞれの対価等の条件や株主への条件の提示方法によっては、公開買付けへの応募を事実上強要するような威圧的買収と受け止められる場合があります。二段目の条件が一段目の条件と同等であれば問題は生じにくいものと思われませんが、二段目の条件が一段目の条件よりも株主にとって明らかに不利となる場合には、問題が生じることも考えられるため、十分な検討が必要です。また、やむを得ず、一段目の開示時点において二段目の条件を決定できない事情がある場合においても、できる限り二段目で対価等の条件を決定するための要素や決定時期の見込みに関する説明を記載するなど、透明性の向上に努めるよう配慮をお願いします。

特例 - 2 . 上場子会社に対する公開買付けを行う場合

上場会社が上場子会社に対する公開買付けを行う場合は、「a - 1 . 公開買付開始の決定時の開示」と同様の開示事項を開示してください。また、それに加えて、以下の開示事項も記載してください。

また、当該公開買付けにより対象者の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、「特例 - 1 . 上場廃止を目的とする公開買付けを行う場合」に基づく開示事項も開示してください。

なお、具体的な開示内容については、名証の上場管理担当者まで事前相談してください。

開示事項	開示・記載上の注意事項
a . 公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程	・意見表明報告書と同等の内容を記載してください。 意見表明報告書の記載上の注意 [抜粋] (公開買付開示府令参照) ・当該公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程を具体的に記載すること。 自社におけるグループ戦略の変更の内容を含めて記載してください。
b . 買付け等の価格の公正性を担保するための措置	・買付け等の価格の公正性を担保するための措置の内容について、わかりやすく具体的に記載してください。 公正性を担保するための措置の例としては、公開買付者・対象者双方がそれぞれ自らの株主のために算定機関を選定し、買付け等の価格に関する見解を記載した書面 (公正性に関する評価を含む。) を取得することや、公開買付期間を長期間とすること (延長することを含む。) などが考えられます。
c . 利益相反を回避する措置	・上場子会社における利益相反を回避する措置の内容について、わかりやすく具体的に記載してください。 利益相反を回避する措置の例としては、買付け等の価格の決定プロセスにおいて当該公開買付けに利害関係をもたない社外監査役又は社外取締役が関与することや、買付け等の価格の決定を取締役会から独立した特別委員会の判断に委ねることなどが考えられます。

b．自己株式の公開買付けを行う場合

b - 1．自己株式の公開買付け開始の決定時の開示

上場会社が自己株式の公開買付けを開始することを決定した場合は、本項目「b - 1．自己株式の公開買付け開始の決定時の開示」に基づき開示してください。

開示事項	開示・記載上の注意事項
1．買付け等の目的	・ 自己の株式を取得する目的等について、わかりやすく具体的に記載してください。
2．自己株式の取得に関する決議内容	
（1）決議内容	・ 取得する株券等の種類、取得する株券等の総数及び取得価額の総額を記載してください。また、発行済株式の総数及び取得する株券等の総数に対する発行済株式の総数に占める割合も記載してください。
（2）当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等	・ 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等の種類、取得した株券等の総数及び取得価額の総額を記載してください。
3．買付け等の概要	
（1）買付け等の期間	
買付け等の期間	買付け等の期間に定めがない場合には、その旨を記載してください。
公開買付け開始公告日	
（2）買付け等の価格	・ 金銭の額を記載してください。
（3）買付け等の価格の算定根拠等	・ 買付け等の価格の算定根拠等について、わかりやすく記載してください。
（4）買付予定の株券等の数	・ 株券等の種類毎に記載してください。なお、株券以外のものについては、株式に換算した買付予定数及び株式に換算した超過予定数を記載してください。
買付予定数	
超過予定数	
（5）買付け等に要する資金	・ 買付け等に要する資金の合計及び買付代金を記載してください。 公開買付け届出書の記載上の注意〔抜粋〕（公開買付け開示府令参照） a．「買付代金」欄には、買付価格に買付予定数と超過予定数との合計を乗じて得た金額を記載すること。
（6）決済の方法及び開始日	・ 決済の方法及び開始日を記載してください。 公開買付け届出書の記載上の注意〔抜粋〕（公開買付け開示府令参照） ・ 「決済の方法」欄には、買付代金を支払い、又は対価として有価証券等を引き渡す際に買付け等の通知書を提示を求めること等決済の方法を具体的に記載すること。
買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地	
決済の開始日	
決済の方法	

b - 2 . 自己株式の公開買付終了時の開示

上場会社による他社の株券等の公開買付けが終了した場合は、本項目「b - 2 . 自己株式の公開買付終了時の開示」に基づき開示してください。

開示事項	開示・記載上の注意事項
1 . 公開買付けの概要	・ (1) ~ (3) について、公開買付開始の決定時の公表内容（その後、買付条件等の変更を行っている場合は、変更後の内容）を記載してください。
(1) 買付け等の期間	
買付け等の期間	
公開買付開始公告日	
(2) 買付け等の価格	・ 1 株あたりの公開買付価格を記載してください。
(3) 決済の方法	・ 公開買付届出書と同等の内容を記載してください。 公開買付届出書の記載上の注意 [抜粋] (公開買付開示府令参照) ・ 「決済の方法」欄には、買付代金を支払い、又は対価として有価証券等を引き渡す際に買付け等の通知書を提示を求めること等決済の方法を具体的に記載すること。
買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地	
決済の開始日	
決済の方法	
2 . 公開買付けの結果	
(1) 応募の状況	・ 株券等種類毎に株式に換算した買付予定数、超過予定数、応募数及び買付数を記載してください。
(2) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算	・ あん分比例方式により買付け等を行う場合に、その計算方法、計算過程及び計算の結果について詳細に記載してください。

(3) 開示上の注意事項

a . 自己株式の公開買付けにあたっては、開示関係の書面以外に別途名証へご提出いただく書類があります。詳細は「別添 名古屋証券取引所への提出書類について」を参照してください。

b . 上場会社が「特例 - 1 . 上場廃止を目的とする公開買付けを行う場合」又は「特例 - 2 . 上場子会社に対する公開買付けを行う場合」は、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識を有する者が買付け等の価格に関する見解を記載した書面を名証に提出していただくようお願いいたします。

○ 公開買付けに関する意見表明等

(1) 適時開示規則に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「当該上場会社が発行者である株券等に係る公開買付け若しくは当該株券等に係る証券取引法施行令第 31 条に規定する買集め行為に対抗するための買付けその他の有償の譲受けの要請又は公開買付けに関する意見の公表若しくは株主に対する表示」を行うことを決定した場合、適時開示規則（適時開示規則第 2 条第 1 項第 1 号 t）に基づく開示が必要です。

なお、本開示事項について開示した後に、開示された内容に関して中止又は変更を決定した場合には「開示事項の中止・変更」としての開示が必要です。また、開示された内容について過誤や外部からの指摘により訂正が必要と判断した場合には、速やかに正しい内容を「開示事項の訂正」として開示することが必要です。

（参考）

- 1．公開買付けとは、証券取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する公開買付けをいいます。
- 2．上記の適時開示義務の範囲と、内部者取引規制上の重要事実や臨時報告書の提出義務の範囲は異なる場合がありますので、ご注意ください。

(2) 開示事項

本項目に関する開示資料の作成にあたっては、次の枠内の区分に応じて、以下に掲げる所定の開示事項について記載するようお願いします。また、当該開示事項に限らず、この決定事項について投資者が適切に理解するために重要と判断される事項は記載するようにしてください。なお、所定の開示事項のうち、最初の公表時点において決定できない開示事項については、決定次第あらためて「開示事項の経過」として開示してください。

a．自社の株券等に対して公開買付けが行われる場合（次の各時点で開示してください。）

- a - 1．公開買付開始時の開示
- a - 2．公開買付けに関する意見表明の決定時の開示
- a - 3．公開買付者からの対質問回答報告書の提出時の開示

特例．上場廃止を目的とする公開買付け又は M B O 若しくは親会社による公開買付けに関して、賛同の意見表明をする場合の取扱い

特例 - 1．上場廃止を目的とする公開買付けに関して、賛同の意見表明をする場合

特例 - 2．M B O 又は親会社による公開買付けに関して、賛同の意見表明をする場合

a . 自社の株券等に対して公開買付けが行われる場合

a - 1 . 公開買付開始時の開示

自社の株券等に対する公開買付けが行われる場合で、公開買付けを行う者によって公開買付けを行う旨の発表、公開買付けの公告又は公開買付届出書の提出のいずれかが行われたことを知ったときは、その旨を開示してください（公開項目は、「公開買付けに関する意見表明等」を選択してください。）。

公開買付けを行う者が名証上場会社である場合を除き、当該者による公開買付けを行う旨の記者発表資料を入手できる場合には、これを自社の開示資料に参考資料として添付してT D n e t 登録を行うようお願いします。

この開示において、当該公開買付けに関する意見を表明するものではない場合は、その旨を記載してください。また、この開示で当該公開買付けに関する意見を表明する場合は、「a - 1 . 公開買付開始時の開示」と「a - 2 . 公開買付者に対する意見表明の決定時の開示」を一括して開示していただくことになります。

公開買付期間の延長や買付け等の条件の変更が行われた場合には、それを知った時点で、その内容について「開示事項の経過」として開示してください。

a - 2 . 公開買付けに関する意見表明の決定時の開示

自社の株券等に対する公開買付けが行われる場合で、公開買付けに関する意見表明を行うことを決定したときは、本項目「a - 2 . 公開買付けに関する意見表明の決定時の開示」に基づき開示してください。

開示事項	開示・記載上の注意事項
1 . 公開買付者の概要	・ 複数の者が共同して公開買付けを行う場合には、それぞれの者について記載してください。
商号	
事業内容	
設立年月日	
本店所在地	
代表者の役職・氏名	
資本金	
大株主及び持株比率	
買付者と対象者の関係等	
イ . 資本関係	・ 最近日における当事会社間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載してください。該当がない場合は、その旨を記載してください。
ロ . 人的関係	・ 最近日における当事会社間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載してください。該当がない場合は、その旨を記載してください。
ハ . 取引関係	・ 最近に終了した事業年度における当事会社間の取引について概要を記載してください。該当がない場合は、その旨を記載してください。 ・ 最近に終了した事業年度における当事会社のグループ間の取引や当事会社の一方と他方の役員又は支配株主（議決権の過半数を有する株主をいいます。）との取引のうち重要な取引がある場合には、可能な範囲で記載してください。
二 . 関連当事者への該当状況	・ 最近に終了した事業年度の末日において、相手会社が上場会社の関連当事者（ 1 ）に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載してください（ 2 ）。なお、最近に終了した事業年度の末日以降に重要な変更があった場合には、その内容を記載してください。 1 関連当事者とは、連結財務諸表規則第 2 条第 7 号に定める関連当事者（連結子会社を含む。）又は財務諸表等規則第 8 条第 1 6 項に定める関連当事者をいいます。 2 関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載してください。
2 . 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由	・ 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由について、意見表明報告書と同等の内容を含め、わかりやすく具体的に記載してください。 意見表明報告書の記載上の注意〔抜粋〕（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（以下「公開買付開示府令」という。）参照） a . 意見の内容については、例えば「公開買付けに応募することを勧める。」「公開買付けに応募しないことを勧める。」「公開買付けに対し中立の立場をとる。」「意見の表明を留保する」等わかりやすく記載すること。すぐ記載すること。 b . 根拠については、意思決定に至った過程を具体的に記載すること。 c . 意見の理由については、賛否・中立を表明している場合にはその理由を、意見を留保する場合にはその時点において意見が表明できない理由及び今後表明する予定の有無等を具体的に記載すること。 d . 公開買付者が対象者の役員、対象者の役員の依頼に基づき当該公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者又は対象者を子会社とする会社その他の法人等である場合であって、利益相反を回避する措置を講じているときは、その具体的内容を記載すること。
3 . 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容	・ 意見表明報告書と同等の内容を記載してください。 意見表明報告書の記載上の注意〔抜粋〕（公開買付開示府令参照）

開示事項	開示・記載上の注意事項
	・公開買付者又はその特別関係者（証券取引法第 27 条の 5 第 2 号の規定による申出を金融庁長官に行った者を除く。）が報告者に利益の供与を約している場合には、その内容を記載すること。
4．会社の支配に関する基本方針に係る対応方針	・意見表明報告書と同等の内容を記載してください。 - 意見表明報告書の記載上の注意〔抜粋〕（公開買付開示府令参照） ・財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）等を行う予定の有無及び予定がある場合にはその内容を具体的に記載すること。
5．公開買付者に対する質問	・意見表明報告書と同等の内容を記載してください。 - 意見表明報告書の記載上の注意〔抜粋〕（公開買付開示府令参照） ・公開買付者に対して当該公開買付けに関する質問がある場合はその質問の内容を記載すること。ない場合には「該当事項なし」と記載すること。
6．公開買付期間の延長請求	・意見表明報告書と同等の内容を記載してください。 - 意見表明報告書の記載上の注意〔抜粋〕（公開買付開示府令参照） ・法 27 条の 3 第 1 項の規定による公開買付開始公告に記載された買付け等の期間を政令で定める期間に延長することを請求する場合はその旨、法第 27 条の 10 第 3 項の規定による延長後の買付け等の期間が 30 日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）となる旨、延長後の期間の末日及び延長請求する理由を具体的に記載すること。請求しない場合には「該当事項なし」と記載すること。

証券取引法第 27 条の 10 に規定する意見表明報告書における質問以外に、公開買付者に対する質問等を行う場合は、投資者が買付け等への応募の是非を判断するために情報提供することが有用な情報については、適時適切に開示することが望めます。

a - 3．公開買付者からの対質問回答報告書の提出時の開示

自社の株券等に対する公開買付けに関して、公開買付者から対質問回答報告書の提出が行われたことを知った時点で、その旨を開示してください（公開項目は、「公開買付けに関する意見表明等」を選択してください。）。

公開買付者が名証上場会社である場合を除き、当該者による対質問回答報告書に係る記者発表資料を入手できる場合には、これを自社の開示資料に添付して T D n e t 登録を行うようお願いいたします。

証券取引法第 27 条の 10 に規定する対質問回答報告書による回答以外に、公開買付者によって公開買付けに係る対象者からの質問に対する回答等が行われた場合は、投資者が買付け等への応募の是非を判断するために情報提供することが有用な情報については、適時適切に開示することが望めます。

特例．上場廃止を目的とする公開買付け又はＭＢＯ若しくは親会社による公開買付け に関して、賛同の意見表明をする場合の取扱い

特例 - １．上場廃止を目的とする公開買付けに関して、賛同の意見表明をする場合

公開買付けが成立した際に、自社の株券等が上場廃止となる見込みがある公開買付けに関して、賛同の意見表明をする場合は、「a - ２．公開買付けに関する意見表明の決定時の開示」と同様の開示事項を開示してください。また、それに加えて、以下の開示事項も記載してください。

なお、具体的な開示内容については、名証の上場管理担当者まで事前相談してください。

開示事項	開示・記載上の注意事項
a．上場廃止となる見込みがある旨	・上場廃止となる見込みがある旨及びその理由を記載してください。 原則として、「２．当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の項目に含めて記載してください。
b．上場廃止を目的とする公開買付けに賛同する理由	・上場廃止を目的とする公開買付けに賛同する理由について、わかりやすく具体的に記載してください。また、また、少数株主への影響及びそれに対する考え方についても記載してください。 原則として、「２．当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の項目に含めて記載してください。
c．公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項	・公開買付開始前の、公開買付者と対象者の株主の間における、公開買付けへの応募に係る重要な合意（既所有分の株券等に加えて合意分の株券等の買付けをしたと仮定して算出した「株券等所有割合」が３分の２以上となるものをいう。）の有無について、上場会社が把握している範囲で記載してください。
d．公開買付者による買付け等の概要	・「○ 公開買付け又は自己株式の公開買付け」の「a - １．公開買付開始の決定時の開示」の「２．買付け等の概要」及び「３．その他」として掲げている開示項目の内容を、できる限り記載してください。

買付け等の後、株式交換等の行為を行うことにより、上場会社が買収される予定があることを把握している場合には、その旨及び予定されている二段目の株式交換等の行為に関して、「特例 - ２．ＭＢＯ又は親会社による公開買付けに関して賛同の意見表明をする場合」の開示事項「d．いわゆる二段階買収に関する事項」も記載してください。

特例 - ２．ＭＢＯ又は親会社による公開買付けに関して賛同の意見表明をする場合

上場会社が、自社の株券等に対するＭＢＯ（公開買付者が対象者の役員による公開買付け（公開買付者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者による公開買付けを含む。）をいう。）に関して賛同の意見表明をする場合又は自社の親会社による自社の株券等に対する公開買付けに関して賛同の意見表明をする場合は、「a - ２．公開買付けに関する意見表明の決定時の開示」と同様の開示事項を記載してください。また、それに加えて、以下の開示事項も記載してください。

また、当該公開買付けにより自社株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、「特例 - １．上場廃止を目的とする公開買付けに関して、賛同の意見表明をする場合」に基づく開示事項も開示してください。

なお、具体的な開示内容については、名証の上場管理担当者まで事前相談してください。

開示事項	開示・記載上の注意事項
a．公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程	・意見表明報告書と同等の内容を記載してください。 意見表明報告書の記載上の注意〔抜粋〕（公開買付開示府令参照）

開示事項	開示・記載上の注意事項
程	・当該公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程を具体的に記載すること。 - 親会社による公開買付けの場合は、親会社におけるグループ戦略の変更の内容を含めて記載してください。
b．買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置	・買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置の内容について、わかりやすく具体的に記載してください。 - 公正性を担保するための措置の例としては、公開買付者・対象者双方がそれぞれ自らの株主のために算定機関（「企業価値又は株価の評価に係る専門的知識を有する者」をいう。）を選定し、買付け等の価格に関する見解を記載した書面（公正性に関する評価を含む。）を取得することや、公開買付期間の延長請求をすることなどが考えられます。
c．利益相反を回避する措置	・自社における利益相反を回避する措置の内容について、わかりやすく具体的に記載してください。 - 利益相反を回避する措置の例としては、賛同の意見表明の決定プロセスにおいて当該公開買付けに利害関係をもたない社外監査役又は社外取締役が関与することや、賛同の意見表明の決定を取締役会から独立した特別委員会の判断に委ねることなどが考えられます。
d．いわゆる二段階買収に関する事項	・買付け等の後、株式交換等の行為を行うことにより、上場会社を買収される予定があることを把握している場合には、その旨及び予定されている二段目の株式交換等の行為に関して、原則として、以下の事項を記載することが望まれます。 ・二段目の株式交換その他の行為の予定時期 ・完全に関買される手段及びその対価 ・一段目（公開買付け）の買付価格と二段目（株式交換等の行為）の対価に差がある場合はその内容及び差額を設ける理由 - 二段階買収については、一段目・二段目それぞれの対価等の条件や株主への条件の提示方法によっては、公開買付けへの応募を事実上強要するような威圧的買収と受け止められる場合があります。二段目の条件が一段目の条件と同等であれば問題は生じにくいものと思われませんが、二段目の条件が一段目の条件よりも株主にとって明らかに不利となる場合には問題が生じることも考えられるため、十分な検討が必要です。また、やむを得ず、一段目の開示時点において二段目の条件を決定できない事情がある場合においても、できる限り二段目で対価等の条件を決定するための要素や決定時期の見込みに関する説明を記載するなど、透明性の向上に努めるよう配慮をお願いします。
e．公開買付者による買付け等の概要	・「○ 公開買付け又は自己株式の公開買付け」の「a - 1．公開買付開始の決定時の開示」の「2．買付け等の概要」及び「3．その他」として掲げている開示項目の内容を、できる限り記載してください。

（３）開示上の注意事項

- ・上場会社が「特例 - 1．上場廃止を目的とする公開買付けに関して、賛同の意見表明をする場合」又は「特例 - 2．MBO又は親会社による公開買付けに関して、賛同の意見表明をする場合」は、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識を有する者が買付け等の価格に関する見解を記載した書面を名証に提出していただくようお願いします。

(a . 上場会社が他社を吸収合併する場合)

平成 年 月 日

各 位

会 社 名 : ○ ○ 株式会社
(コード : 名証第 部)
代表者名 : 代表取締役社長 ○ ○ ○ ○
問合せ先 : 取締役経理部長 ○ ○ ○ ○
(T E L : - -)

合併に関するお知らせ

平成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日開催の当社取締役会において、当社は平成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日を期して、下記のとおり 株式会社と合併することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 . 合併の目的

【 b . 上場会社が他社に吸収合併される場合の開示事項】

- a . 上場廃止となる見込みがある旨
- b . 上場廃止を目的とする理由
- c . 合併比率の公正性を担保するための措置

【特例 : 親会社との合併を行う場合及び上場子会社との合併を行う場合の開示事項】

- a . 上場廃止となる見込みがある旨
- b . 上場廃止を目的とする理由
- c . 合併比率の公正性を担保するための措置
- d . 利益相反を回避する措置

2. 合併の要旨

(1) 合併の日程

合併決議取締役会	平成	年	月	日()
合併契約締結	平成	年	月	日()
株主總會基準日	平成	年	月	日()
合併承認株主總會	平成	年	月	日()
合併の予定日(効力発生日)	平成	年	月	日()
株券交付日	平成	年	月	日()

簡易手続又は略式手続による場合はその旨を記載してください。
新設合併の場合は、「設立登記日(効力発生日)」を記載してください。

(2) 合併方式

〇〇株式会社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社は解散します。

(3) 合併比率

会社名	〇〇株式会社(存続会社)	株式会社(消滅会社)
合併比率		

(注) 1. 株式の割当比率

株式会社の株式 株に対して、〇〇株式会社の株式***, ***株を割当て交付する。ただし、〇〇株式会社が保有する 株式会社株式***, ***株については、合併による株式の割当ては行わない。

2. 合併により発行する新株式数等

普通株式 *** , *** , *** , *** 株

また、〇〇株式会社は、その保有する自己株式***, ***株を合併による株式の割当てに充当する。

(4) 合併比率の算定根拠等

算定の基礎

算定の経緯

算定機関との関係

(5) 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

3 . 合併当事会社の概要

(1) 商 号	〇〇株式会社 (存続会社)	株式会社 (消滅会社)
(2) 事 業 内 容		
(3) 設 立 年 月 日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
(4) 本 店 所 在 地	〇〇県〇〇市	県 市
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 〇〇 〇〇	代表取締役 C E O
(6) 資 本 金	***,***,***,***円	***,***,***,***円
(7) 発 行 済 株 式 数	***,***,***,***株	***,***,***,***株
(8) 純 資 産	*,***百万円	*,***百万円
(9) 総 資 産	*,***百万円	*,***百万円
(10) 決 算 期	〇月〇日	〇月〇日
(11) 従 業 員 数	*,***名	*,***名
(12) 主 要 取 引 先	□□□□(株) □□□□(株) □□□□(株) その他	□□□□(株) □□□□(株) □□□□(株) その他
(13) 大株主及び持株比率	□□□□(株) **. **% □□□□(株) **. **% □□□□(株) **. **%	□□□□(株) **. **% □□□□(株) **. **% □□□□(株) **. **%
(14) 主 要 取 引 銀 行	(株)□□□□銀行 □□□□信用組合	(株)□□□□銀行 □□□□信用組合

(15) 当事会社間の関係等	資 本 関 係	
	人 的 関 係	
	取 引 関 係	
	関連当事者への該当状況	

(16) 最近3年間の業績

	〇〇株式会社（存続会社）			株式会社（消滅会社）		
決 算 期	年 期	年 期	年 期	年 期	年 期	年 期
売 上 高						
営 業 利 益						
経 常 利 益						
当 期 純 利 益						
1株当たり当期純利益（円）						
1株当たり配当金（円）						
1株当たり純資産（円）						

（単位：百万円）

4．合併後の状況

(1) 商 号	〇〇株式会社
(2) 事 業 内 容	
(3) 本 店 所 在 地	
(4) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 〇 〇 〇 〇
(5) 資 本 金	***,***,***,***円
(6) 決 算 期	〇月〇日

(7) 会計処理の概要

(8) 合併による業績への影響の見通し

以 上

(a . 上場会社が分割会社となる会社分割を行う場合)

平成 年 月 日

各 位

会 社 名 : ○ ○ 株式会社
(コード : 名証第 部)
代表者名 : 代表取締役社長 ○ ○ ○ ○
問合せ先 : 取締役経理部長 ○ ○ ○ ○
(T E L : - -)

会社分割による ○ ○ 事業部門の分社化に関するお知らせ

平成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日開催の当社取締役会において、当社は平成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日を期して、下記のとおり当社の ○ ○ 事業部門を会社分割し、 株式会社に承継することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 . 会社分割の目的

【特例：親会社と会社分割（共同新設分割又は吸収分割）を行う場合及び上場子会社と会社分割（共同新設分割又は吸収分割）を行う場合の取扱い】

- a . 割当株式数の公正性を担保するための措置
- b . 利益相反を回避する措置

2. 会社分割の要旨

(1) 分割の日程

分割決議取締役会	平成	年	月	日()
分割契約締結	平成	年	月	日()
株主総会基準日	平成	年	月	日()
分割承認株主総会	平成	年	月	日()
分割の予定日(効力発生日)	平成	年	月	日()
又は新会社設立登記日	平成	年	月	日()
株券交付日	平成	年	月	日()

簡易分割又は略式分割の場合は、その旨を記載してください。

人的分割の場合は、その旨を記載してください。

(2) 分割方式

〇〇株式会社を分割会社とし、既存の 株式会社を承継会社とする物的分割です。

人的分割の場合は、その旨及び内容を記載してください。

(3) 割当株式数

当社に、 株式会社の株式***,***株を割当て交付します。

(4) 割当株式数の算定根拠等

算定の基礎

算定の経緯

算定機関との関係

(5) 分割により減少する資本金等

(6) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

(7) 承継会社が承継する権利義務

(8) 債務履行の見込み

3 . 分割当事会社の概要

(1) 商 号	〇〇株式会社(分割会社)	株式会社(承継会社)
(2) 事 業 内 容		
(3) 設 立 年 月 日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
(4) 本 店 所 在 地	〇〇県〇〇市	県 市
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 〇 〇 〇 〇	代表取締役 C E O
(6) 資 本 金	***,***,***,***円	***,***,***,***円
(7) 発 行 済 株 式 数	***,***,***,***株	***,***,***,***株
(8) 純 資 産	*,***百万円	*,***百万円
(9) 総 資 産	*,***百万円	*,***百万円
(10) 決 算 期	〇月〇日	〇月〇日
(11) 従 業 員 数	*,***名	*,***名
(12) 主 要 取 引 先	□□□□(株) □□□□(株) □□□□(株) その他	□□□□(株) □□□□(株) □□□□(株) その他
(13) 大株主及び持株比率	□□□□(株) **. **% □□□□(株) **. **% □□□□(株) **. **%	□□□□(株) **. **% □□□□(株) **. **% □□□□(株) **. **%
(14) 主 要 取 引 銀 行	(株)□□□□銀行 □□□□信用組合	(株)□□□□銀行 □□□□信用組合

(15) 当事会社間の関係等	資 本 関 係	
	人 的 関 係	
	取 引 関 係	
	関連当事者への該当状況	

(16) 最近3年間の業績

	〇〇株式会社（分割会社）			株式会社（承継会社）		
決 算 期	年 期	年 期	年 期	年 期	年 期	年 期
売 上 高						
営 業 利 益						
経 常 利 益						
当 期 純 利 益						
1株当たり当期純利益（円）						
1株当たり配当金（円）						
1株当たり純資産（円）						

（単位：百万円）

4．分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

(2) 分割する部門の経営成績

	〇〇部門(a)	年 月期実績(b)	比 率(a / b)
売 上 高			
売 上 総 利 益			
営 業 利 益			
経 常 利 益			

(単位 : 百万円)

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額 (平成 年 月 日現在)

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
合計		合計	

(単位 : 百万円)

5．新設分割新設会社の状況〔吸収分割承継会社の状況〕

(1) 商 号	株式会社
(2) 事 業 内 容	
(3) 本 店 所 在 地	県 市
(4) 代表者の役職・氏名	代表取締役CEO
(5) 資 本 金	***,***,***,***円
(6) 決 算 期	○月○日

6．会社分割後の上場会社の状況

(1) 商 号	○○株式会社
(2) 事 業 内 容	
(3) 本 店 所 在 地	○○県○○市
(4) 代表者の役職・氏名	代表取締役CEO ○○○○
(5) 資 本 金	***,***,***,***円
(6) 純 資 産	***,***,***,***円
(7) 総 資 産	***,***,***,***円
(8) 決 算 期	○月○日

(9) 会計処理の概要

(10) 分割による業績への影響の見通し

以 上

(上場会社が承継会社となる会社分割を行う場合)

平成 年 月 日

各 位

会 社 名：〇〇株式会社
(コード： 名証第 部)
代表者名：代表取締役社長 〇〇
問合せ先：取締役経理部長 〇〇
(TEL： - -)

会社分割による 株式会社の 事業部門の承継に関するお知らせ

平成〇〇年〇〇月〇〇日開催の当社取締役会において、当社は平成〇〇年〇〇月〇〇日を期して、下記のとおり 株式会社の 事業部門を承継することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 会社分割の目的

【特例：親会社と会社分割（共同新設分割及び吸収分割）を行う場合及び上場子会社と会社分割（共同新設分割及び吸収分割）を行う場合の取扱い】

- a. 割当株式数の公正性を担保するための措置
- b. 利益相反を回避する措置

2．会社分割の要旨

(1) 分割の日程

分割決議取締役会	平成	年	月	日()
分割契約締結	平成	年	月	日()
株主總會基準日	平成	年	月	日()
分割承認株主總會	平成	年	月	日()
分割の予定日(効力発生日)	平成	年	月	日()
又は新会社設立登記日	平成	年	月	日()
株券交付日	平成	年	月	日()

簡易分割又は略式分割の場合は、その旨を記載してください。

(2) 分割方式

当社を承継会社とし、既存の 株式会社を分割会社とする物的分割です。

人的分割の場合は、その旨及び内容を記載してください。

(3) 割当株式数

株式会社に当社の株式***,***株を割当て交付します。

(4) 割当株式数の算定根拠等

算定の基礎

算定の経緯

算定機関との関係

(5) 分割により増加する資本金等

(6) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

(7) 承継会社が承継する権利義務

(8) 債務履行の見込み

3 . 分割当事会社の概要

(1) 商 号	〇〇株式会社 (承継会社)	株式会社 (分割会社)
(2) 事 業 内 容		
(3) 設 立 年 月 日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
(4) 本 店 所 在 地	〇〇県〇〇市	県 市
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 〇〇	代表取締役 C E O
(6) 資 本 金	***,***,***,***円	***,***,***,***円
(7) 発 行 済 株 式 数	***,***,***,***株	***,***,***,***株
(8) 純 資 産	*,***百万円	*,***百万円
(9) 総 資 産	*,***百万円	*,***百万円
(10) 決 算 期	〇月〇日	〇月〇日
(11) 従 業 員 数	*,***名	*,***名
(12) 主 要 取 引 先	□□□□(株) □□□□(株) □□□□(株) その他	□□□□(株) □□□□(株) □□□□(株) その他
(13) 大株主及び持株比率	□□□□(株) **. **% □□□□(株) **. **% □□□□(株) **. **%	□□□□(株) **. **% □□□□(株) **. **% □□□□(株) **. **%
(14) 主 要 取 引 銀 行	(株)□□□□銀行 □□□□信用組合	(株)□□□□銀行 □□□□信用組合

(15) 当事会社間の関係等	資 本 関 係	
	人 的 関 係	
	取 引 関 係	
	関連当事者への該当状況	

(16) 最近3年間の業績

	〇〇株式会社（分割会社）			株式会社（承継会社）		
決 算 期	年 期	年 期	年 期	年 期	年 期	年 期
売 上 高						
営 業 利 益						
経 常 利 益						
当 期 純 利 益						
1株当たり当期純利益（円）						
1株当たり配当金（円）						
1株当たり純資産（円）						

（単位：百万円）

4．承継する事業部門の概要

(1) 承継する部門の事業内容

(2) 承継する部門の経営成績

	〇〇部門(a)	年 月期実績(b)	比 率(a / b)
売 上 高			
売 上 総 利 益			
営 業 利 益			
経 常 利 益			

(単位 : 百万円)

(3) 承継する資産、負債の項目及び金額 (平成 年 月 日現在)

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
合計		合計	

(単位 : 百万円)

５．会社分割後の上場会社の状況

(１) 商 号	株式会社
(２) 事 業 内 容	
(３) 本 店 所 在 地	県 市
(４) 代表者の役職・氏名	代表取締役ＣＥＯ
(５) 資 本 金	***,***,***,***円
(６) 決 算 期	○月○日

(７) 会計処理の概要

(８) 分割による業績への影響の見通し

以 上

(a . 上場会社が他社と共同で株式移転を行う場合)

平成 年 月 日

各 位

会 社 名 : ○ ○ 株式会社
(コード : 名証第 部)
代表者名 : 代表取締役社長 ○ ○ ○ ○
問合せ先 : 取締役経理部長 ○ ○ ○ ○
(T E L : - -)

株式会社との株式移転による事業統合に関するお知らせ

平成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日開催の当社取締役会において、当社は平成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日を期して、下記のとおり株式移転により 株式会社と共同して完全親会社（共同持株会社）を設立することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 . 株式移転による事業統合の目的

【特例、親会社と共同で株式移転を行う場合及び上場子会社と共同で株式移転を行う場合の開示事項】

- a . 株式移転比率の公正性を担保するための措置
- b . 利益相反を回避する措置

2. 株式移転の要旨

(1) 株式移転の日程

株式移転決議取締役会	平成	年	月	日()
株主總會基準日	平成	年	月	日()
株式移転承認株主總會	平成	年	月	日()
上場廃止日	平成	年	月	日()
新会社設立登記日(効力発生日)	平成	年	月	日()
新会社上場日	平成	年	月	日()
株券交付日	平成	年	月	日()

(2) 株式移転比率

会社名	〇〇株式会社	株式会社
株式移転比率		

(注) 株式の割当比率

〇〇株式会社の株式 株に対して、新会社□□株式会社の株式***,***株、
株式会社の株式 株に対して、新会社□□株式会社の株式***,***株を割当て
交付する。

(3) 株式移転比率の算定根拠等

算定の基礎

算定の経緯

算定機関との関係

(4) 完全子会社となる会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

3 . 株式移転の当事会社の概要

(1) 商 号	〇〇株式会社	株式会社
(2) 事 業 内 容		
(3) 設 立 年 月 日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
(4) 本 店 所 在 地	〇〇県〇〇市	県 市
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 〇〇 〇〇	代表取締役 C E O
(6) 資 本 金	***,***,***,***円	***,***,***,***円
(7) 発 行 済 株 式 数	***,***,***,***株	***,***,***,***株
(8) 純 資 産	*,***百万円	*,***百万円
(9) 総 資 産	*,***百万円	*,***百万円
(10) 決 算 期	〇月〇日	〇月〇日
(11) 従 業 員 数	*,***名	*,***名
(12) 主 要 取 引 先	□□□□(株) □□□□(株) □□□□(株) その他	□□□□(株) □□□□(株) □□□□(株) その他
(13) 大株主及び持株比率	□□□□(株) **. **% □□□□(株) **. **% □□□□(株) **. **%	□□□□(株) **. **% □□□□(株) **. **% □□□□(株) **. **%
(14) 主 要 取 引 銀 行	(株)□□□□銀行 □□□□信用組合	(株)□□□□銀行 □□□□信用組合

(15) 当事会社間の関係等	資 本 関 係	
	人 的 関 係	
	取 引 関 係	
	関連当事者への該当状況	

(16) 最近3年間の業績

	〇〇株式会社			株式会社		
決 算 期	年 期	年 期	年 期	年 期	年 期	年 期
売 上 高						
営 業 利 益						
経 常 利 益						
当 期 純 利 益						
1株当たり当期純利益(円)						
1株当たり配当金(円)						
1株当たり純資産(円)						

(単位:百万円)

4．株式移転により新たに設立する会社の状況

(1) 商 号	□□株式会社
(2) 事 業 内 容	
(3) 本 店 所 在 地	
(4) 代 表 者 及 び 役 員 の 就 任 予 定	代表取締役会長 □□ □□ 代表取締役社長 □□ □□ 取締役 □□ □□ 取締役 □□ □□ 取締役 □□ □□ 取締役 □□ □□ () 監査役 □□ □□ 監査役 □□ □□ () () 監査役 □□ □□は、会社法第2条第16号に定める「社外 監査役」です。
(5) 資 本 金	***, ***, ***, ***円
(6) 純 資 産	***, ***, ***, ***円
(7) 総 資 産	***, ***, ***, ***円
(8) 決 算 期	○月○日

(9) 会計処理の概要

(10) 株式移転による業績への影響の見通し

以 上

(b. 上場会社が単独で株式移転を行う場合)

平成 年 月 日

各 位

会 社 名：〇〇株式会社
(コード： 名証第 部)
代表者名：代表取締役社長 〇〇 〇〇
問合せ先：取締役経理部長 〇〇 〇〇
(TEL： - -)

株式移転による持株会社設立に関するお知らせ

平成〇〇年〇〇月〇〇日開催の当社取締役会において、当社は平成〇〇年〇〇月〇〇日を期して、下記のとおり株式移転により完全親会社（共同持株会社）を設立することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式移転による持株会社設立の目的

【特例：親会社との株式移転を行う場合及び上場子会社との株式移転を行う場合の開示事項】

- a. 上場廃止となる見込みがある旨
- b. 上場廃止を目的とする理由
- c. 株式移転比率の公正性を担保するための措置
- d. 利益相反を回避する措置

2. 株式移転の要旨

(1) 株式移転の日程

株式移転決議取締役会	平成	年	月	日()
株主總會基準日	平成	年	月	日()
株式移転承認株主總會	平成	年	月	日()
上場廃止日	平成	年	月	日()
新会社設立登記日(効力発生日)	平成	年	月	日()
新会社上場日	平成	年	月	日()
株券交付日	平成	年	月	日()

(2) 株式移転比率

会社名	〇〇株式会社	株式会社
株式移転比率		

(注) 株式の割当比率

〇〇株式会社の株式 株に対して、新会社□□株式会社の株式***,***株、
株式会社の株式 株に対して、新会社□□株式会社の株式***,***株を割当て
交付する。

(3) 完全子会社となる会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

3. 株式移転の当事会社の概要

(1) 商 号	〇〇株式会社	
(2) 事 業 内 容		
(3) 設 立 年 月 日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	
(4) 本 店 所 在 地	〇〇県〇〇市	
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 〇〇 〇〇	
(6) 資 本 金	***,***,***,***円	
(7) 発 行 済 株 式 数	***,***,***,***株	
(8) 純 資 産	*,***百万円	
(9) 総 資 産	*,***百万円	
(10) 決 算 期	〇月〇日	
(11) 従 業 員 数	*,***名	
(12) 主 要 取 引 先	□□□□(株) □□□□(株) □□□□(株) その他	
(13) 大株主及び持株比率	□□□□(株) **. **% □□□□(株) **. **% □□□□(株) **. **%	
(14) 主 要 取 引 銀 行	(株)□□□□銀行 □□□□信用組合	

(15) 最近3年間の業績

	〇〇株式会社			株式会社		
決 算 期	年 期	年 期	年 期	年 期	年 期	年 期
売 上 高						
営 業 利 益						
経 常 利 益						
当 期 純 利 益						
1株当たり当期純利益(円)						
1株当たり配当金(円)						
1株当たり純資産(円)						

(単位:百万円)

4. 株式移転により新たに設立する会社の状況

(1) 商 号	□□株式会社
(2) 事 業 内 容	
(3) 本 店 所 在 地	
(4) 代 表 者 及 び 役 員 の 就 任 予 定	代表取締役会長 □□ □□ 代表取締役社長 □□ □□ 取締役 □□ □□ 取締役 □□ □□ 取締役 □□ □□ 取締役 □□ □□ () 監査役 □□ □□ 監査役 □□ □□ () () 監査役 □□ □□は、会社法第2条第16号に定める「社外 監査役」です。
(5) 資 本 金	***, ***, ***, ***円
(6) 決 算 期	○月○日

(7) 会計処理の概要

以 上

(a . 上場会社が株式交換完全親会社となる場合)

平成 年 月 日

各 位

会 社 名 : ○ ○ 株式会社
(コード : 名証第 部)
代表者名 : 代表取締役社長 ○ ○ ○ ○
問合せ先 : 取締役経理部長 ○ ○ ○ ○
(T E L : - -)

株式交換による 株式会社の完全子会社化に関するお知らせ

平成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日開催の当社取締役会において、当社は平成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日を期して、下記のとおり株式交換により 株式会社を完全子会社とすることを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 . 株式交換による完全子会社化の目的

【 b . 上場会社が株式交換完全子会社となる場合の開示事項 】

- a . 上場廃止となる見込みがある旨
- b . 上場廃止を目的とする理由
- c . 株式交換比率の公正性を担保するための措置

【特例：親会社と株式交換を行う場合及び上場子会社と株式交換を行う場合の開示事項】

- a . 株式交換比率の公正性を担保するための措置
- b . 利益相反を回避する措置

2. 株式交換の要旨

(1) 株式交換の日程

株式交換決議取締役会	平成	年	月	日()
株式交換契約締結	平成	年	月	日()
株主総会基準日	平成	年	月	日()
株式交換承認株主総会	平成	年	月	日()
株式交換の予定日(効力発生日)	平成	年	月	日()
株券交付日	平成	年	月	日()

簡易手続又は略式手続による場合はその旨を記載してください。

(2) 株式交換比率

会社名	〇〇株式会社(完全親会社)	株式会社(完全子会社)
株式交換比率		

(注) 1. 株式の割当比率

株式会社の株式 株に対して、〇〇株式会社の株式***,***株を割当て交付する。ただし、〇〇株式会社が保有する 株式会社株式***,***株については、株式交換による株式の割当ては行わない。

2. 株式交換により発行する新株式数等

普通株式 *** ,*** ,*** ,*** 株

また、〇〇株式会社は、その保有する自己株式***,***株を株式交換による株式の割当てに充当する。

(3) 株式交換比率の算定根拠等

算定の基礎

算定の経緯

算定機関との関係

(4) 株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

3 . 株式交換当事会社の概要

(1) 商 号	〇〇株式会社	株式会社
(2) 事 業 内 容		
(3) 設 立 年 月 日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
(4) 本 店 所 在 地	〇〇県〇〇市	県 市
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 〇〇 〇〇	代表取締役C E O
(6) 資 本 金	***,***,***,***円	***,***,***,***円
(7) 発 行 済 株 式 数	***,***,***,***株	***,***,***,***株
(8) 純 資 産	*,***百万円	*,***百万円
(9) 総 資 産	*,***百万円	*,***百万円
(10) 決 算 期	〇月〇日	〇月〇日
(11) 従 業 員 数	*,***名	*,***名
(12) 主 要 取 引 先	□□□□(株) □□□□(株) □□□□(株) その他	□□□□(株) □□□□(株) □□□□(株) その他
(13) 大株主及び持株比率	□□□□(株) **. **% □□□□(株) **. **% □□□□(株) **. **%	□□□□(株) **. **% □□□□(株) **. **% □□□□(株) **. **%
(14) 主 要 取 引 銀 行	(株)□□□□銀行 □□□□信用組合	(株)□□□□銀行 □□□□信用組合

(15) 当事会社間の関係等	資 本 関 係	
	人 的 関 係	
	取 引 関 係	
	関連当事者への該当状況	

(16) 最近3年間の業績

	〇〇株式会社（完全親会社）			株式会社（完全子会社）		
決 算 期	年 期	年 期	年 期	年 期	年 期	年 期
売 上 高						
営 業 利 益						
経 常 利 益						
当 期 純 利 益						
1株当たり当期純利益（円）						
1株当たり配当金（円）						
1株当たり純資産（円）						

（単位：百万円）

4．株式交換後の状況

(1) 商 号	〇〇株式会社
(2) 事 業 内 容	
(3) 本 店 所 在 地	
(4) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 〇 〇 〇 〇
(5) 資 本 金	***,***,***,***円
(6) 総 資 産	***,***,***,***円
(7) 純 資 産	***,***,***,***円
(8) 決 算 期	〇月〇日

(9) 会計処理の概要

(10) 株式交換による業績への影響の見通し

以 上

(a . 他社の株券等の公開買付けを行う場合 (a - 1 . 公開買付開始の決定時の開示))

平成 年 月 日

各 位

会 社 名 : ○ ○ 株式会社
(コード : 名証第 部)
代表者名 : 代表取締役社長 ○ ○ ○ ○
問合せ先 : 取締役経理部長 ○ ○ ○ ○
(T E L : - -)

株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

当社は、平成 年 月 日開催の取締役会において、下記のとおり 株式会社株式を公開買付けにより取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 . 買付け等の目的

【特例 - 1 . 上場廃止を目的とする公開買付けを行う場合の開示事項】

- a . 上場廃止となる見込みがある旨
- b . 上場廃止を目的とする理由
- c . 公開買付者と対象者の株主との間における応募に係る重要な合意に関する事項
- d . いわゆる二段階買収に関する事項

【特例 - 2 . 上場子会社に対する公開買付けを行う場合の開示事項】

- a . 公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程
- b . 買付け等の価格の公正性を担保するための措置
- c . 利益相反を回避する措置

2．買付け等の概要

(1) 対象者の概要

商 号	株式会社	
事 業 内 容		
設 立 年 月 日	昭和 年 月 日	
本 店 所 在 地	県 市	
代表者の役職・氏名	代表取締役社長	
資 本 金		
大株主及び持株比率	☐ ☐ ☐ ☐ (株) **.**% ☐ ☐ ☐ ☐ (株) **.**% ☐ ☐ ☐ ☐ (株) **.**%	
買付者と対象者の 関 係 等	資 本 関 係	
	人 的 関 係	
	取 引 関 係	
	関連当事者への 該 当 状 況	

(2) 買付け等の期間

届出当初の買付け等の期間

平成 年 月 日 (曜) から平成 年 月 日 (曜) まで (日間)

対象者の請求に基づく延長の可能性

(3) 買付け等の価格 1 株につき、***,***円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

算定の基礎

算定の経緯

算定機関との関係

(5) 買付予定の株券等の数

株券等種類	株式に換算した買付予定数	株式に換算した超過予定数
株 券	*,***,***,***株	*,***,***,***株
新 株 予 約 権 証 券	*,***,***,***株	*,***,***,***株
新株予約権付社債券	*,***,***,***株	*,***,***,***株
株券等預託証券()	*,***,***,***株	*,***,***,***株
合 計	*,***,***,***株	*,***,***,***株

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	* , *** , *** , *** 個	(買付け等前における株券等所有割合 ** . ** %)
買 付 予 定 の 株 券 等 に 係 る 議 決 権 の 数	* , *** , *** , *** 個	(買付け等後における株券等所有割合 ** . ** %)
対象者の総株主の議決権の数	* , *** , *** , *** 個	

(7) 買付代金 * , *** 百万円

(8) 決済の方法

買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

決済の開始日

決済の方法

(9) その他買付け等の条件及び方法

(10) 公開買付開始公告日

(11) 公開買付代理人 □ □ □ □ 証券株式会社

3 . その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

以 上

(a . 他社の株券等の公開買付けを行う場合 (a - 2 . 対象者からの意見表明報告書による質問に対する回答の決定時の開示))

平成 年 月 日

各 位

会 社 名 : ○ ○ 株式会社
(コード : 名証第 部)
代表者名 : 代表取締役社長 ○ ○
問合せ先 : 取締役経理部長 ○ ○
(T E L : - -)

株式会社株式に対する公開買付けに関する 株式会社からの質問に対する回答のお知らせ

当社は、平成 年 月 日開催の取締役会において、株式会社株式を公開買付けにより取得することを決議しておりますが、株式会社から平成 年 月 日に表明された意見における質問に対する回答について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 . 対象者の名称
株式会社

2 . 意見表明においてなされた質問に対する回答

以 上

(a . 他社の株券等の公開買付けを行う場合 (a - 3 . 公開買付け終了時の開示))

平成 年 月 日

各 位

会 社 名 : ○ ○ 株式会社
(コード : 名証第 部)
代表者名 : 代表取締役社長 ○ ○
問合せ先 : 取締役経理部長 ○ ○
(T E L : - -)

株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

当社は、平成 年 月 日開催の取締役会において、株式会社株式に対する公開買付けの開始を決議し、 月 日から実施していましたが、当該公開買付けが 月 日をもって終了いたしましたので、下記のとおり本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

記

1 . 買付け等の概要

(1) 対象者の名称

株式会社

(2) 買付予定の株券等の数

株券等種類	株式に換算した買付予定数	株式に換算した超過予定数
株 券	* , ** , ** , ** 株	* , ** , ** , ** 株
新 株 予 約 権 証 券	* , ** , ** , ** 株	* , ** , ** , ** 株
新 株 予 約 権 付 社 債 券	* , ** , ** , ** 株	* , ** , ** , ** 株
株 券 等 預 託 証 券 ()	* , ** , ** , ** 株	* , ** , ** , ** 株
合 計	* , ** , ** , ** 株	* , ** , ** , ** 株

(3) 買付け等の期間

平成 年 月 日 (曜) から平成 年 月 日 (曜) まで (日間)

(4) 買付け等の価格 1 株につき、** , ** 円

2．買付け等の結果

(1) 応募の状況

株券等種類	株式に換算した 買 付 予 定 数	株式に換算した 超 過 予 定 数	株式に換算した 応 募 数	株式に換算した 買 付 数
株 券	*, ***, ***, ***株	*, ***, ***, ***株	*, ***, ***, ***株	*, ***, ***, ***株
新 株 予 約 権 証 券	*, ***, ***, ***株	*, ***, ***, ***株	*, ***, ***, ***株	*, ***, ***, ***株
新株予約権付社債券	*, ***, ***, ***株	*, ***, ***, ***株	*, ***, ***, ***株	*, ***, ***, ***株
株券等預託証券()	*, ***, ***, ***株	*, ***, ***, ***株	*, ***, ***, ***株	*, ***, ***, ***株
合 計	*, ***, ***, ***株	*, ***, ***, ***株	*, ***, ***, ***株	*, ***, ***, ***株

(2) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等後における公開買付者の の所有株券等に係る議決権の数	*, ***, ***, ***個	(買付け等前における株券等所有割合 ** . ** %)
対象者の総株主の議決権の数	*, ***, ***, ***個	

(3) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

(4) 買付け等に要する資金 *, ***百万円

(5) 決済の方法

買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

決済の開始日 平成 年 月 日 (曜日)

決済の方法

3．本公開買付けによる業績への影響の見通し

4．本公開買付け後の方針等

以 上

(b. 自己株式の公開買付けを行う場合 (b-1. 自己株式の公開買付け開始の決定時の開示))

平成 年 月 日

各 位

会 社 名： 株式会社
(コード： 名証第 部)
代表者名：代表取締役社長
問合せ先：取締役経理部長
(TEL： - -)

自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 年 月 日開催の取締役会において、会社法第〇〇条の規定に基づく自己株式の具体的な取得方法として、下記のとおり自己株式の公開買付けを行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

「会社法第156条」又は「会社法第165条第2項および第3項」

記

1. 買付け等の目的

2. 自己株式の取得に関する株主総会（又は取締役会）決議内容（平成 年 月 日公表）

(1) 決議内容

種 類	総 数	取得価額の総額
	*, ***, ***, ***株	*, ***, ***, ***, ***円

(注) 発行済株式総数に対する割合 **.*%

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

種 類	総 数	取得価額の総額
	*, ***, ***, ***株	*, ***, ***, ***, ***円

3. 買付け等の概要

(1) 買付け等の期間

買付け等の期間

平成 年 月 日 (曜) から平成 年 月 日 (曜) まで (日間)

公開買付開始公告日 平成 年 月 日 (曜)

(2) 買付け等の価格 1 株につき、***,***円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

(4) 買付予定の株券等の数

株式の種類	買付予定数	超過予定数	計
	*,***,***,***株	*,***,***,***株	

(注1) 発行済株式総数に対する割合 **. **%

(5) 買付け等に要する資金 *,***百万円

(6) 決済の方法及び開始日

買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

決済の開始日 平成 年 月 日 (曜日)

決済の方法

以 上

(b. 自己株式の公開買付けを行う場合 (b - 2. 自己株式の公開買付け終了時の開示))

平成 年 月 日

各 位

会 社 名： 株式会社
(コード： 名証第 部)
代表者名：代表取締役社長
問合せ先：取締役経理部長
(TEL： - -)

自己株式の公開買付けの結果に関するお知らせ

当社は、平成 年 月 日開催の取締役会において、会社法第〇〇条の規定に基づく自己株式の具体的な取得方法として、下記のとおり自己株式の公開買付けを行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

「会社法第156条」又は「会社法第165条第2項および第3項」

記

1. 公開買付けの概要

(1) 買付け等の期間

買付け等の期間

平成 年 月 日(曜)から平成 年 月 日(曜)まで(日間)
公開買付開始公告日 平成 年 月 日(曜)

(2) 買付け等の価格 1株につき、***,***円

(3) 決済の方法

買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

決済の開始日 平成 年 月 日(曜日)

決済の方法

2．公開買付けの結果

(1) 応募の状況

株券等種類	株式に換算した 買 付 予 定 数	株式に換算した 超 過 予 定 数	株式に換算した 応 募 数	株式に換算した 買 付 数
株 券	*, ***, ***, ***株	*, ***, ***, ***株	*, ***, ***, ***株	*, ***, ***, ***株
新 株 予 約 権 証 券	*, ***, ***, ***株	*, ***, ***, ***株	*, ***, ***, ***株	*, ***, ***, ***株
新株予約権付社債券	*, ***, ***, ***株	*, ***, ***, ***株	*, ***, ***, ***株	*, ***, ***, ***株
株券等預託証券()	*, ***, ***, ***株	*, ***, ***, ***株	*, ***, ***, ***株	*, ***, ***, ***株
合 計	*, ***, ***, ***株	*, ***, ***, ***株	*, ***, ***, ***株	*, ***, ***, ***株

(2) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

以 上

(a . 自社の株券等に対して公開買付けが行われる場合(a - 1 . 公開買付開始時の開示))

平成 年 月 日

各 位

会 社 名 : 株式会社
(コード : 名証第 部)
代表者名 : 代表取締役社長
問合せ先 : 取締役経理部長
(T E L : - -)

当社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

〇〇株式会社より当社株式に対する公開買付けが添付のとおり開始されることとなりましたので、お知らせいたします。なお、本開示資料は、本公開買付けに関する意見を表明するものではありません。本公開買付けに関する当社の意見表明の内容は、改めてお知らせいたします。

以 上

(a . 自社の株券等に対して公開買付けが行われる場合(a - 2 . 公開買付けに関する意見表明の決定時の開示))

平成 年 月 日

各 位

会 社 名 : 株式会社
(コード : 名証第 部)
代表者名 : 代表取締役社長
問合せ先 : 取締役経理部長
(T E L : - -)

当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成 年 月 日開催の取締役会において、〇〇株式会社による当社株式に対する開買付けについて下記のとおり意見を表明することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 . 公開買付者の概要

(1) 商 号	〇〇株式会社
(2) 事 業 内 容	
(3) 設 立 年 月 日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
(4) 本 店 所 在 地	〇〇県〇〇市
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 〇〇 〇〇
(6) 資 本 金	

(7) 大株主及び持株比率	○ ○ (株) ** . ** % ○ ○ (株) ** . ** % ○ ○ (株) ** . ** %	
(8) 買付者と対象者の 関 係 等	資 本 関 係	
	人 的 関 係	
	取 引 関 係	
	関連当事者への 該 当 状 況	

2 . 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

【特例 - 1 . 上場廃止を目的とする公開買付けに関して、賛同の意見表明をする場合の開示事項】

- a . 上場廃止となる見込みがある旨
- b . 上場廃止を目的とする公開買付けに賛同する理由
- c . 公開買付者と対象者の株主との間における応募に係る重要な合意に関する事項
- (d . いわゆる二段階買収に関する事項)

【特例 - 2 . M B O又は親会社による公開買付けに関して賛同の意見表明をする場合】

- a . 公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程
- b . 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置
- c . 利益相反を回避する措置
- d . いわゆる二段階買収に関する事項

3．公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

4．会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

5．公開買付者に対する質問

6．公開買付期間の延長請求

以 上

(特例 - 1 : 上場廃止を目的とする公開買付けに関して、賛同の意見表明をする場合又は特例 - 2 : MBO又は親会社による公開買付けに関して賛同の意見表明をする場合には以下のとおり「公開買付者による買付け等の概要」を記載すること。)

〇〇株式会社による当社株式の買付け等の概要

(1) 買付け等の期間

届出当初の買付け等の期間

平成 年 月 日 (曜) から平成 年 月 日 (曜) まで (日間)

対象者の請求に基づく延長の可能性

(2) 買付け等の価格 1 株につき、***,***円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

算定の基礎

算定の経緯

算定機関との関係

(4) 買付予定の株券等の数

株券等種類	株式に換算した買付予定数	株式に換算した超過予定数
株 券	*,***,***,***株	*,***,***,***株
新 株 予 約 権 証 券	*,***,***,***株	*,***,***,***株
新株予約権付社債券	*,***,***,***株	*,***,***,***株
株券等預託証券()	*,***,***,***株	*,***,***,***株
合 計	*,***,***,***株	*,***,***,***株

(5) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	* , ** , ** , ** 個	(買付け等前における株券等所有割合 ** . ** %)
買 付 予 定 の 株 券 等 に 係 る 議 決 権 の 数	* , ** , ** , ** 個	(買付け等後における株券等所有割合 ** . ** %)
対象者の総株主の議決権の数	* , ** , ** , ** 個	

(6) 買付け等に要する資金 * , ** 百万円

(7) 決済の方法

買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

決済の開始日

決済の方法

(8) その他買付け等の条件及び方法

(9) 公開買付開始公告日

(10) 公開買付代理人 □ □ □ □ 証券株式会社

3 . その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

以 上

(a . 自社の株券等に対して公開買付けが行われる場合(a - 3 . 公開買付者からの対質問回答報告書の提出時の開示))

平成 年 月 日

各 位

会 社 名 : 株式会社
(コード : 名証第 部)
代表者名 : 代表取締役社長
問合せ先 : 取締役経理部長
(T E L : - -)

当社株式に対する公開買付けに関する当社からの質問に対する 〇〇株式会社からの回答のお知らせ

〇〇株式会社は、当社株式に対する公開買付けの開始を決定し、 月 日から実施することとしておりますが、当社から平成 年 月 日に表明された意見における質問について、添付のとおり回答がなされましたので、お知らせいたします。

以 上